第２編　風水害等対策編

第１章　風水害等災害予防計画

風水害等災害の未然防止、災害応急対策を円滑に行うための事前準備等を目的とした、防災に関する施設の整備点検、防災に関する資機材等の備蓄及び点検、並びに防災訓練等に関する実施事項及び計画を示す。

第１節　気象予警報等の伝達計画

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。

第１　気象等注意報・警報

１　気象予警報等

気象予報、警報等には、気象業務法に基づく予報及び警報、水防法に基づく予報及び警報、消防法に基づく火災警報がある。

（１）松山地方気象台が発表する気象予警報等

ア　特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

イ　警　報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

ウ　注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。

エ　気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

オ　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、県と松山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表するものをいう。

カ　洪水予報

洪水予報とは、水防法第１０条２項及び第１１条１項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水の恐れがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

キ　水防警報

水防警報とは、水防法第１６条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

ク　水位情報

水位情報とは、水防法第１３条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じる恐れがあるものとして

指定した河川において、避難判断水位（特別警戒水位）に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

ケ　火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第２２条の規定に基づき、松山地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上必要であると認めるとき、知事に通報するものをいう。

コ　火災警報

火災警報とは、消防法第２２条に基づき、町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

（２）松山地方気象台が発表する注意報・警報の発表基準

松山地方気象台から一般及び水防活動の利用に供するために県下に発表される気象、地象、水象の注意報・警報のうち、本町に係るものの発表基準は別表のとおりである。

（ア）　警報・注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報の（）内は基準を示す。なお、府県予報区、一時細分区域及び市町村等（以下、市町）をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。たとえば、警報の欄の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は 10 分間の平均風速を用いる」ということを意味する。また、「波浪（有義波高）」は、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の 1/3 の個数の波（例えば 20 分間で 100 個の波が観測されれば、大きい方の 33 個の波）を選び、これらの波高および周期を平均したもの、「高潮（潮位：標高）」は東京湾平均海面からの高さを基準として用いていることを意味する。

（イ）　大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「･･･以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では基準における「･･･以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

（ウ）　基準一覧表においては、「平野部」、「山沿い」、「山地」など本文中で用いる区域名で基準値を記述する場合がある。平野部とは標高が概ね 200m までの地域、山沿いとは標高が概ね 200～400m までの地域、山地とは標高が概ね 400m 以上の地域（高縄半島付近、久万高原付近を除く）である。

（エ）　大地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが、適切でない状態になることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

（オ）　土壌雨量指数基準値は、1km 四方毎に設定している基準である。

（カ）　この基準は平成 25 年 3 月 4 日現在のものである。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準一覧表　　H25.3.4

種類		発表基準
警報	暴風(平均風速)	陸上　20m/s, 海上　25m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20 m/s, 海上　25m/s　雪を伴う
	大雨	1 時間雨量が 60mm 以上あるいは土壌雨量指数基準が 136 以上になると予想される場合
	洪水	1 時間雨量が 60mm 以上になると予想される場合
	大雪(24 時間降雪の深さ)	平野部 30 cm 山沿い 40 cm 山地　 40 cm
注意報	強風(平均風速)	陸上　12m/s, 海上　15m/s
	風雪(平均風速)	陸上　12m/s, 海上　15m/s　雪を伴う
	大雨	1 時間雨量が 30mm 以上あるいは土壌雨量指数基準が 95 以上になると予想される場合
	洪水	1 時間雨量が 30mm 以上になると予想される場合
	大雪(24 時間降雪の深さ)	平野部 10cm 山沿い 20cm 山地　 20cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度　40％で実効湿度　60％
	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m
	霜	3 月 20 日以降の晩霜　最低気温 3℃以下
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨
	低温	平野部　最低気温−4℃以下　山沿い−8℃以下
	着雪	24 時間降雪の深さ:20cm 以上,
		気温:−1℃～2℃
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm

※気温は松山地方気象台の値。

【参考】

土壌雨量指数
　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

２　伝達系統

　気象等警報・注意報の伝達系統は、別表「気象注意報、警報等の伝達系統」のとおりである。

第２　気象情報

１　気象情報の種類

（１）気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。
　ア　全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
　イ　四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
　ウ　愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

（２）気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。
　ア　注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。
　イ　注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの。
　ウ　記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
　エ　少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起または解説するためのもの。

（３）気象情報の対象となる現象別の種類
　ア　台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報
　イ　黄砂に関する情報、※1記録的短時間大雨情報、※2土砂災害警戒情報、※3竜巻注意情報、などがある。

※1　記録的短時間大雨情報
　大雨警報発表後、数年に 1 回程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には、100mm 以上の 1 時間雨量を観測または解析した場合に発表する。

※2　土砂災害警戒情報
　大雨警報発表中において、気象庁が作成する 60 分間積算雨量と土壌雨量指数が土砂災害警戒情報発表基準を超過すると予想された場合に、市町ごとに発表する。

※3　竜巻注意情報
　雷注意報発表後、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等、激しい突風が予想される場合に発表する情報。

２　伝達系統

気象情報の伝達系統は、別表「気象注意報、警報の伝達系統」に準ずる。

別表　気象注意報、警報等の伝達系統

H25.1.1現在

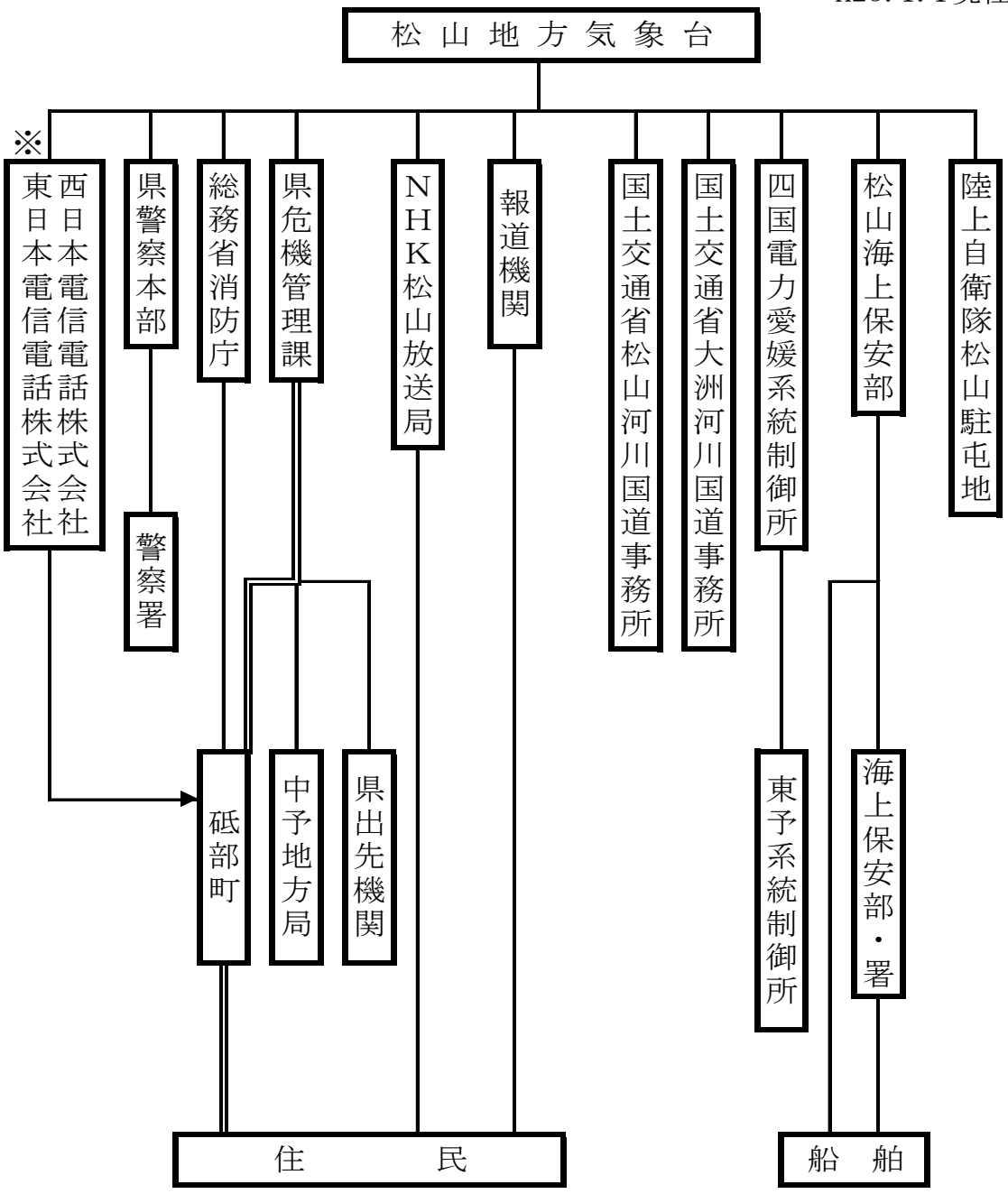

※印は警報のみ。

注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第３　住民等への伝達体制

１　勤務時間内

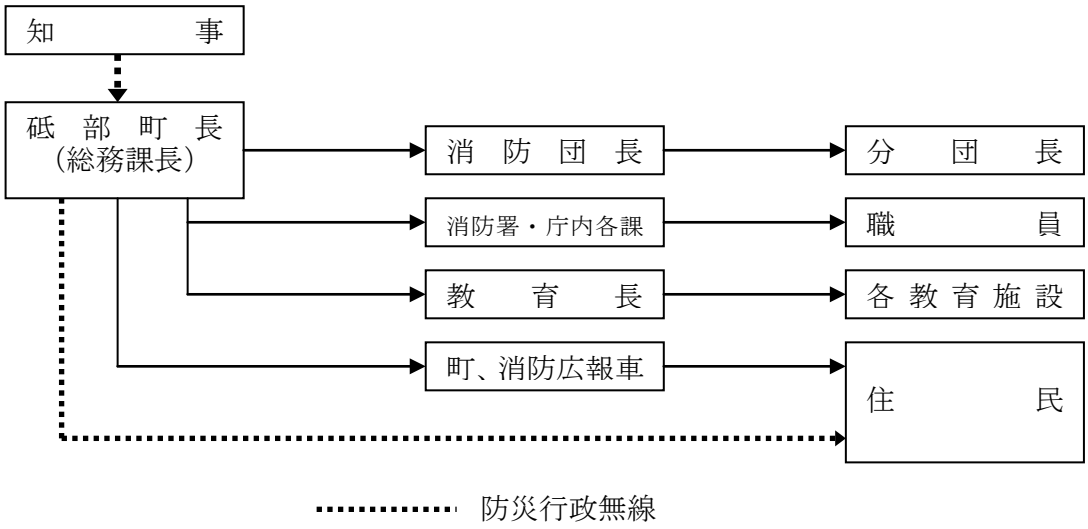

２　勤務時間外

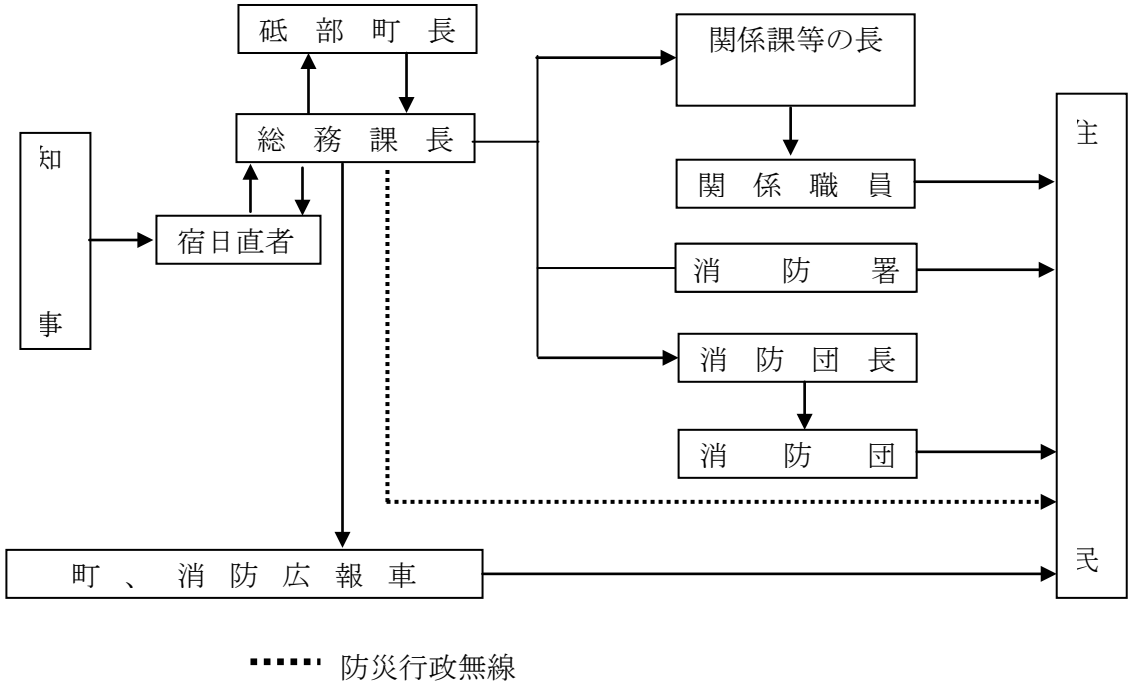

３　非常時の伝達体制

（１）県は、町への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、町の最寄の無線局を通じ非常通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。

（２）町は、住民等への通常の伝達系統が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段等、伝達体制の確保に努める。

第２節　防災知識普及計画

町及び関係機関は、各所属職員はじめ、住民等に対し災害及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第１　職員に対する教育

職員として的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

（１）災害に関する基礎知識、一般知識
（２）砥部町地域防災計画(風水害等災害対策編)と町の災害防災対策に関する知識
（３）災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
（４）職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
（５）家庭及び地域における防災対策
（６）家庭の災害対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
（７）災害対策の課題とその他必要な事項

なお、上記（３）及び（４）については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

第２　教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」(愛媛県教育委員会編)をもとに、学校安全計画に風水害等災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定め、児童生徒が風水害等災害に関する基礎的、基本的な事項を理解したうえで、適切な行動がとれるよう安全教育等の徹底を指導する。

（１）各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、風水害等災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、風水害等災害発生時の対策（避難所・避難経路の確認、風水害等防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
（２）中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行う。

第３　住民に対する防災知識の普及

災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、災害及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の災害被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

１　一般啓発

（１）啓発の内容

ア　災害に関する基礎知識
イ　災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
ウ　防災関係機関等が講じる災害防災対策等に関する知識
エ　地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
オ　山・崖崩れ危険予想等に関する知識
カ　避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
キ　住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
ク　応急手当等看護に関する知識
ケ　避難生活に関する知識
コ　要配慮者への配慮、被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
サ　コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
シ　早期自主避難の重要性に関する知識
ス　防災士の活用に関する知識
セ　災害時の家庭内の連絡体制の確保

（２）啓発の方法

ア　テレビ、ラジオ及び新聞の活用
イ　広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
ウ　映画、ビデオテープの利用
エ　広報車の利用
オ　講演会、講習会の実施
カ　防災訓練の実施
キ　インターネット(ホームページ)の活用
ク　各種ハザードマップ等の利用

２　社会教育を通じた啓発

町及び教育委員会は、女性団体、ＰＴＡ、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する知識を高める。

（１）啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

（２）啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財や

町並みを災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

３　各種団体を通じた啓発

各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープの貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進する。

４　防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や大規模商業施設、集会施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、災害発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

５　「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災週間(12月17日～12月23日までの一週間)においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

第４　関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する災害防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

第３節　住民の防災対策計画

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識をもち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

第１　住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

１ 平常時の実施事項

（１） 防災に関する知識の習得に努める。

（２） 地域の危険個所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族との連絡方法を確認する。

（３） 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努める。

（４） 家屋の補強を行う。

（５） 家具の固定等落下倒壊危険物の対策を講じる。

（６） 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄を行う。（食料については最低７

日分、うち３日分は非常用持出し。）
（７） 地域の防災訓練に進んで参加する。
（８） 家族で災害時の役割分担を決めておく。
（９） 隣近所と災害時の協力について話し合う。
(10) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
(11) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

２ 災害発生時の実施事項
（１） まず我が身の安全を図る。
（２） 適時、適切な早めの避難を実施する。
（３） 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
（４） 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
（５） 自力による生活手段の確保を行う。
（６） 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
（７） 秩序を守り、衛生に注意する。
（８） 自動車、電話の利用を自粛する。
（９） 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第２　町の活動

１　防災意識の啓発
町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

２　防災情報の提供
町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

第４節　自主防災組織育成計画

災害による被害を軽減するためには、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることができるよう自主防災組織の育成強化に努める。

第１　自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、行政区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、町は、要配慮者への支援や女性の参加促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

１　自主防災に関する意識の啓発

住民の自主防災に関する認識を深めるために、講座や研修会等を開催する。

また、伊予消防等事務組合砥部消防署及び砥部消防署広田出張所は、消防の分野に関する知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣等の協力を行う。

２　組織づくり

（１）既存の行政区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア　区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

イ　行政区等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ　防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。

エ　女性団体、青年団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

（２）自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定める。

３ 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

また、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

４　自主防災組織の活動拠点、資機材の整備

町は、地域住民による自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、活動拠点とな

る施設や防災用資機材等の整備を順次図る。

（１）活動拠点となる詰所等の整備

（２）防災用資機材等の保管施設の整備

（３）防災用資機材の整備

第２　自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害の発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

１　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であるため、防災講座、講習会、勉強会、ビデオ上映会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民参加による定期的な防災訓練の実施等により、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項は、災害の知識、災害情報の性格や内容、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

２　自主防災マップの作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

３　自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割等を定めた防災計画書の作成に努める。

４　自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳の作成に努める。

なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

（１）自主防災組織台帳（資機材等装備を含む）

（２）世帯台帳（基礎となる個票）

（３）避難行動要支援者台帳

（４）人材台帳

５　「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

６　防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士や他市町等と有機的な連携を図る。

（１）情報の収集及び伝達の訓練
（２）出火防止及び初期消火の訓練
（３）避難訓練
（４）救出及び救護の訓練
（５）炊き出し訓練

７　地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

８　情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

（１）防災関係機関との連絡先
（２）防災関係機関との連絡手段
（３）防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

９ 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

１０　自主防災組織の役割

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

第３　自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組識の訓練に参加し、資機材の取り扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のＯＢや防災士等に自主防災組識への積極的な支援を求めるなど、組識同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第４　事業所等の自主防災活動

事業所等においては、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

（１）防災訓練
（２）従業員等の防災教育
（３）情報の収集・伝達体制の確立
（４）火災その他災害予防対策
（５）避難対策の確立
（６）応急救護
（７）飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

第５　地域における自主防災活動の推進

１　地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた町は、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

２　地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町地域防災計画において、町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第５節　事業者の防災対策計画

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。このため、町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

第１　事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

１ 平常時の実施事項

（１） 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
（２） 防災訓練及び研修等の実施に努める。
（３） 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。

（４） 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努める。
（５） 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
（６） 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
（７） 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
（８） 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
（９） 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

２ 災害発生時の実施事項

（１） 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
（２） 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
（３） 帰宅困難者に対し、連絡手段及び一次避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努める。
（４） 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

第２　町の活動

１ 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

２ 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

第６節　ボランティア育成計画

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のボランティア団体、ＮＰＯのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

第１　災害救援ボランティアの養成・登録等

社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

（１）情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
（２）災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査する。
（３）ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアの斡旋等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
（４）ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
（５）ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

第２　災害救援ボランティアの活動拠点の確保

災害に備えた避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保についても、配慮する。

第３　ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。
（１）　被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
（２）　要配慮者の介護及び看護補助
（３）　外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
（４）　清掃
（５）　炊き出し
（６）　救援物資の仕分け及び配布
（７）　消火・救助・救護活動
（８）　保健医療活動
（９）　通訳等の外国人支援活動
(10)　ボランティアのコーディネート

第７節　防災訓練計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、県又は市町の地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第１　防災訓練の実施責務又は協力

（１）単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。

（２）町職員、他の災害予防責任者の機関に属する職員・従業員・使用人は、地域防災計画に定めるところにより、町が行う防災訓練に参加する。

（３）住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に協力する。

第２　防災訓練の種別

町及び各防災機関が実施する訓練は次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内　　容	参加機関
総合防災訓練	年１回	風水害、火災等大規模災害を想定した総合訓練	関係防災機関（住民を含む。）
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年１回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
広域消防訓練	随　時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職員・団員
通信連絡訓練	随　時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常電源設備を用いた訓練	町、県、県警、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	随　時	災害関係課、災害担当者の非常招集	町、県、県警
水防訓練	随　時	各種水防工法の実施訓練	町、県、水防団、国等
水防演習	４年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	町、国、県、県警、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随　時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、町
消防団教養訓練	随　時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部

	随　時	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
避　難　訓　練	随　時	町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	町、学校、事業所

第３　訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

第４　訓練の方法

県、他の市町及び関係機関と共同し、又は単独で、県に準じて前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。

訓練にあたっては、次の点に重点をおくとともに、要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保、孤立地区など、地域の特性による自身の態様等を十分に考慮し、実情にあったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

なお、訓練の実施にあたっては、広報により住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

（１）職員の動員
（２）災害情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
（３）災害発生時の広報
（４）災害発生時の避難誘導、避難情報・勧告・指示及び警戒区域の設定
（５）食料、飲料水、医療その他の救援活動
（６）消防、水防活動
（７）救出・救助
（８）道路啓開
（９）応急復旧

第５　訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第６　近隣市町等が実施する防災訓練への参加

近隣市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第８節　火災予防計画

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

第１　組織

１　伊予消防等事務組合砥部消防署、砥部消防署広田出張所の編成

消　防　長

砥部消防署長
砥部消防署広田出張所長

係　名	分　掌　事　務
庶務係	１　本部指揮所の設営に関すること。 ２　燃料及び食料の補給に関すること。 ３　物資の調達に関すること。 ４　関係機関への連絡に関すること。
予防係	１　災害情報の収集に関すること。 ２　広報に関すること。 ３　火災の原因及び損害の調査に関すること。
警防係	１　消防戦術に関すること。 ２　消防水利に関すること。 ３　通信機器の保守管理に関すること。 ４　救急救助出動に関すること。 ５　機械器具の整備、応急処理に関すること。

２　消防団の編成

団長 ― 副団長 ― 各分団長（1～14 分団） ― 各副分団長 ― 各班長 ― 各団員

第２　施設の整備計画

１　消防署（団）機械器具の整備

不足分については、消防施設整備計画に基づき速やかに整備を図る。

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表　資料３－１

消防団車両・資機材一覧表　資料３－４

２　消防水利の整備

消防水利の不足する地域については、防火水槽の設置等速やかに整備を図る。

消防水利の現況　資料３－３

３　消防通信施設の整備

災害時における消防の通信連絡を確保するため、消防用無線設備の設置及び整備を図る。

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表　資料３－２

消防団無線一覧表　資料５－２

第３　機械器具の点検

１　通常点検

各分団ごとに月１回以上、分団長の責任において資機材の整備、放水試験等を実施する。

２　特別点検

消防団長は、年１回以上各分団ごとに行う。

３　現場点検

消防団長は火災注意報等の発令下における機械器具、人員の配置及び防火等の災害防止対策が適正に行われているか点検を行う。

第４　火災予防

消防署長は、火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護する目的のもとに、防火査察を強化実施し、自主防災組織や広報紙を通じて春秋２回行われる火災予防運動はもちろん、常に住民各層の防火意識の高揚を図るため、予防査察等を実施する。

第５　消防団員の教育訓練

消防団員に対して、次の教育訓練を行う。また、町は人員配備の強化を図る。

１　一般教育

火災と消火に対する一般的知識の習得を図る。

２　委託教育

消防団員を消防学校に入校させ、消防知識、実務能力のかん養を図る。

３　訓練

（１）消防用機械器具操法訓練
（２）機械運用及び放水訓練
（３）防火訓練
（４）災害応急対策訓練

第６　火災警報

１　警報発令基準

消防法第22条第２項の規定により、愛媛県知事から火災気象通報を受けたとき、又は地域気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により町長は火災警報を発令することができる。

（１）最小湿度が40%以下、実効湿度が60%以下、最大風速が７m/sを超える見込みのとき
（２）平均風速12m/s以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき

２　警報解除

上記の気象状況でなくなった時には、解除する。

３　火災警報発令時の火の使用制限

伊予消防等事務組合火災予防条例により、次のとおり使用制限する。

（１）山林、原野等において火入れをしないこと。
（２）煙火を消費しないこと。
（３）野外において、火遊び又はたき火をしないこと。
（４）野外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙をしないこと。
（５）残り火、たばこの吸い殻等の始末を完全にすること。
（６）屋内において裸火を使用するときは、窓や出入口等を閉じて行うこと。

第７　特殊防火対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用所等文化財等について防火管理者の協力により特別警戒体制が取れるようあらかじめ協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

第８　消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備

別に定める消防計画による。

第９　火災発生防止の緊急広報

（１）有線放送、防災行政無線等による緊急広報
（２）予防広報等

広報車の巡回、有線放送施設の利用

（３）特別予防査察

第９節　林野火災予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となる恐れがある。このため、林野火災防止対策を推進し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

第１　林野火災予防対策

町長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を定める。

１　特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

２　消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

３　資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充計画について定める。

４　啓発運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

５　林野火災防御訓練の実施計画

町単独又は県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

第２　林野所有（管理）者の予防対策

（１）防火帯としての役割を加味した林道網の整備

（２）防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

（３）自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

（４）事業地の防火措置の明確化

（５）森林法及び町火災予防条例等の厳守

（６）消防機関等との連絡方法の確立

（７）火災多発期（12月～３月）における見回りの強化

第３　林野火災対策用資機材の整備

町及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資材（トラック、四輪駆動車、工作車、チェンソー、鋸、鍬、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

第４　空中消火体制の整備

町は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立する。また、空中消火用資機材の整備を図るとともに、愛媛県林野火災空中消火資機材等貸付要領に基づいて、必要な資機材の調達を図る。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、町は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定　資料 14－１

第 10 節　水害予防計画

近年多発する、梅雨期の豪雨や台風等による水害を防ぐため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努める。

第１　河川管理施設の整備

河川の水防上危険な箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて河川管理者の協力を得て河川改修等治水事業を推進する。

第２　ダム等管理者のダム等の操作

ダムの管理者に対し、特に下流域における異常出水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよう事前に協議する。

第３　ため池、農業用排水路工作物の点検

ため池、農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行なう。

第４　水防危険箇所の把握及び監視

１　水防危険箇所の把握

梅雨期の豪雨や台風等による水害を防止し、被害の軽減を図るため、水防危険箇所等の実態を調査・把握し、災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

また、水害防止策の強化等ソフト対策に努める。

水防区域一覧表　資料３－８

２　水防危険箇所の監視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、消防機関、その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

危険区域の責任担当者、配備要員、町当局への連絡方法については以下のように定める。

（１）責任担当者

危険区域内の区長又は区の防災を担当する者、及び当区域を受け持つ消防団分団長又は分団長が指名した者、及び町長が指名する町職員とする。

（２）要員配備

降雨や地盤等の状況に応じ、責任担当者の指示により消防団員、町職員を配備する。

（３）町への連絡方法

住民、消防団員、町職員等が危険な状況を発見又は危険な状況を予測した場合には、住民は区長又は区の防災担当者に、消防団員は団長に、町職員は総務課長に電話等最も迅速かつ正確に伝えられる方法で連絡する。連絡を受けた者は、区、消防団にあっては町総務課長に、総務課長は町長に報告する。

ただし、急を要する連絡については、発見した者が直接町の総務課長又は町長に連絡する。

第５　浸水想定区域における災害対策の強化

浸水想定区域内において水害が発生した場合、住民が適切な防災行動がとれるようにするため、次のことを実施する。

１　水災情報の伝達

災害発生時又はそのおそれがある際に、避難等の防災行動が迅速にとることが可能なように、警戒水位到達情報等必要な災害情報を防災行政無線や有線放送、広報車、消防団車両等あらゆる手段を使い、関係機関や住民等に適切に伝達する。

２　ハザードマップの作成・公表

浸水が予想される区域及び浸水深、避難所の位置・名称・連絡先、行政機関等の連絡先等を分かりやすく示したハザードマップ等を作成・公表し、これを用いて水害に関する知識や情報の普及・周知を図る。

３　避難場所及び避難所の指定

風水害予防計画13節避難計画による。

４　避難行動要支援者の避難対策

避難に時間を要すると考えられる避難行動要支援者を事前に把握し、避難支援プランを策定するなど、迅速な情報の受伝達を可能とする体制を確立する。

また、浸水想定区域内において、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、ＦＡＸ、電話、メール等により洪水予報等を伝達する。

資料　重信川浸水想定区域内にある避難行動要支援者施設等一覧表　資料７－３

第６　消防力（水防）の強化

梅雨期の豪雨や台風等による水害に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・拡充するとともに、次により消防力（水防）の強化に努める。

（１）水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。

（２）水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。

（３）水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

水防資機材保有状況一覧表　資料３－９

第７　伝達体制の整備

（１）迅速・確実な伝達を期するため、多様な伝達手段の確保に努める。

（２）各防災関係機関と連携を図り、災害配備体制に基づく休日、夜間の配備を強化し、迅速な情報の受伝達を可能とする組織体制の確立に努める。

（３）情報伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関と合同で情報伝達等の訓練を実施する。

第８　同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備

同一水系の上下流市町と相互に河川情報や避難勧告等の情報が共有できるように、連絡体制を整備する。

第11節　地盤災害予防計画

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、町は関係機関と連絡をとり、危険地域の現状を把握し、総合的かつ長期的な対策を講じる。

第１　土砂災害危険箇所の種類

災害発生が予想される危険箇所の種類は次のとおりとする。

１　傾斜地関係

（１）急傾斜地崩壊危険箇所

県が「急傾斜地の崩壊等による災害危険箇所の総点検の実施及び警戒避難体制の確立について」（昭和47年７月建設省通達）及び「急傾斜地崩壊危険箇所の再点検について」（平成11年11月建設省通達）に基づき調査を実施し、抽出したもの。

ランクⅠ

ア 斜度30度以上

イ 高さ５ｍ以上の急傾斜地

ウ 被害想定区域内に人家が５戸以上ある箇所(５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む。)

（２）がけ崩れ危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所で、次に該当するもの。

ランクⅡ

ア 傾斜度30度以上

イ 高さ５ｍ以上の急傾斜地

ウ 被害想定区域内の人家が１戸以上５戸未満ある箇所

ランクⅢ

ア 傾斜度30度以上

イ 高さ５ｍ以上の急傾斜地

ウ 人家はないが、今後新規の住宅立地が見込まれる

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）一覧表（自然斜面）　資料２－１

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覧表（自然斜面）　資料２－２

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）一覧表（自然斜面）　資料２－３

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）一覧表（人工斜面）　資料２－４

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覧表（人工斜面）　資料２－５

２　土石流関係

（１）土石流危険渓流

県が「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」（平成11年４月建設省）に基づき

調査を実施し、抽出したもの。

抽出基準

ア　谷形の地形をしており、渓床勾配が３度（約１／20）以上の渓流

イ　土石流又は土石流の履歴がある渓流

ウ　地形・地質上、土石流の発生のおそれがあると予想される渓流

（２）土石流危険渓流の分類

抽出した土石流危険渓流は、「土石流危険渓流Ⅰ」、「土石流危険渓流Ⅱ」及び「土石流危険渓流Ⅲ」に分類される。

ア　「土石流危険渓流Ⅰ」

保全人家５戸以上、又は、保全人家５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流

イ　「土石流危険渓流Ⅱ」

保全人家が１戸以上５戸未満の場所に流入する渓流

ウ　「土石流危険渓流Ⅲ」

現在、保全人家戸数０戸であるが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる区域に流入する渓流（都市計画区域内）

土石流危険渓流（Ⅰ）一覧表　資料２－６

土石流危険渓流（Ⅱ）一覧表　資料２－７

土石流危険渓流（Ⅲ）一覧表　資料２－８

３　地すべり関係

（１）地すべり危険箇所

県が「山地災害危険地区調査について」（昭和60年５月林野庁）に基づき調査を実施し、地すべり発生危険地区として選定された地区に準ずる箇所及び「地すべり危険箇所の再点検について」（平成８年10月４日建設省）並びに「地すべり等崩壊災害危険地調査について」（昭和55年度～昭和58年度農林水産省）に基づき調査を実施し、抽出したもの。

選定基準

ア　地すべりが発生している地区

イ　亀裂、陥没、異常な地下水の湧出等地すべりが発生する兆候がある地区

ウ　渓流侵食が著しく、地すべりが発生するおそれがある地区

エ　過去に地すべりが発生した地区

オ　地形、地質条件が次のいずれかに該当し、地すべりが発生するおそれがある地区

（ア）地形

・ 滑落崖等傾斜が著しい変移点をもっている地区

・ 等高線が著しく乱れている地区

（イ）地質

・ 破砕帯又は断層線上にある地区

・ 流れ盤となっている地区

・ 基岩が温泉作用で変質している地区

地すべり危険箇所及び地すべり危険区域等一覧表　資料２－１１

４　山地災害関係

（１）崩壊土砂流出危険地区

県が「山地災害危険地区調査について」(昭和50年５月林野庁)に基づき調査を実施し、崩壊土砂流出危険地区として選定された地区

選定基準

渓流の条件が次のいずれかに該当し、山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区

ア　渓床勾配が急な渓流

イ　渓床に大量の不安定土砂が堆積している渓流

ウ　堆積土砂に占める転石の混入割合が比較的高い渓流

崩壊土砂流出危険地区一覧表　　資料２－９

（２）山腹崩壊危険地区

県が「山地災害危険地区調査について」(昭和50年５月林野庁)に基づき調査を実施し、山腹崩壊危険地区として選定された地区

選定基準

ア　現に山腹崩壊が発生している地区

イ　亀裂、陥没、異常な地下水の湧出等山腹崩壊が発生するおそれがある地区

ウ　渓岸侵食が著しく、山腹崩壊が発生するおそれがある地区

エ　地形、地質条件が次のいずれかに該当し、山腹崩壊が発生するおそれがある地区

（ア）地形

- 傾斜が急な地区
- 傾斜が著しい変移点をもっている地区
- 地表流下水等が集中流下する地区

（イ）地質

- 破砕帯又は断層線上にある地区
- 流れ盤となっている地区
- 基岩の風化が著しく進んでいる地区

山腹崩壊危険地区一覧表　　資料２－１０

５　土砂災害警戒区域関係

（１）土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 13 年 4 月　国土交通省）に基づき調査を実施し、指定された区域

区域の概念

ア　土砂災害警戒区域(通称：イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

イ　土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)

土砂災害警戒区域の中で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害警戒区域等一覧表　資料２－１２

第２　土砂災害危険箇所の把握

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備を行う。

１　土砂災害危険箇所の調査

土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、危険箇所のパトロールを実施し、被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

２　土砂災害危険箇所の公表

県と協力し、土砂災害を被るおそれのある箇所を地域防災計画に掲載するとともに、総合防災マップを作成し、住民へ周知する。さらには現場等への標識等の設置に努める。

３　住民等への周知等

災害発生時には、できる限り速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう、また、災害発生後に経年変化によって二次的な土砂災害が発生することがあることを平常時から住民に対し周知しておくとともに、危険地区の住民又は土地所有者に対し、防災措置の助言指導を行う。

第３　地すべり等防止施設の整備

台風等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等について防災施設の整備等の土砂災害対策を県の協力を得ながら促進するとともに、これら土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備を図る。

１　地すべり対策事業の促進

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家や農耕地、公共施設等の直接被害にとどまらず、降雨等による重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に行うなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を促進する。

２　農地保全対策の促進

台風等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地・農業用施設の保全を図る。

３　治山事業の促進

山地災害危険地区の実態に応じて、林地の保全に係る治山施設を積極的に設置すること等により、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を図る。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち地況、林況、地質特性、保全対象等か

ら判断し、緊急を要するものから山腹工事を推進する。

４　砂防事業の促進

砂防設備の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防えん堤工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

５　急傾斜地崩壊対策事業の促進

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から防止工事を促進する。

第４　土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制の整備に係る対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進など、以下のようなソフト面での対策を推進する。

（１）町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

（２）土砂災害警戒区域等に含まれる区域内に、主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報等をＦＡＸ、電話、メール等により伝達する。

（３）土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民へ周知する。

土砂災害警戒区域内にある避難行動要支援者施設一覧　　資料７－４

第 12 節　孤立地区対策計画

孤立する恐れのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等の整備に努める。また、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制の整備に努める。

第１　孤立支援対策

災害時の孤立地区発生に備え、次の措置に努める。

（１）孤立が予想される地域の事前把握

（２）孤立の危険性に関する住民への周知

（３）外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保

（４）臨時ヘリポートの整備等孤立時における緊急救出手段の確保

（５）孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討
（６）孤立を想定した食料等の備蓄

第２　県の活動

県は、災害時の孤立地区発生に備え、四国総合通信局等関係機関と連携し効果的な通信手段の研究を行うとともに、町に対し次の措置を行う。
（１）情報収集手段の確保に関して必要な支援や助言
（２）物資輸送手段の確保に関して必要な支援や助言

第 13 節　避難計画

庁舎及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。
また、町は、避難計画の作成にあたっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、避難所、避難路を指定するとともに避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。
特に町は、避難勧告、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める避難準備情報を提供するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。
なお、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。
さらに、町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第１　避難場所及び避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、町地域防災計画に定める。
町が県管理都市公園を避難場所、避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。
また、町はこれらの避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。
なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

１　指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

（１）　災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

（２）　被災が想定されない安全区域内に立地していること。

（３）　安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

（４）　要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者１名につき０．５㎡以上を目安とする。

（５）　地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

２　指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（１）　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は１名につき２㎡以上を目安とする。

（２）　速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

（３）　想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

（４）　主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

（５）　なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に収容できること。

３　福祉避難所

町は、避難行動要支援者を収容し、避難者の相談に応じるとともに、必要な生活支援を提供するため、福祉避難所を指定する。

避難所等一覧表　資料６－１

第２　避難路の選定

避難場所の指定に併せ、市街地等の状況等に応じて次の基準により避難路の選定・整備に努める。

なお、河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備に努める。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

（１）避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。

（２）避難路は、相互に交差しない。
（３）避難路には、火災、爆発等の危険の大きい施設等がないよう配慮する。
（４）避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
（５）避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

第３　町民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第４　避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズにも配慮して、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備するよう努める。また、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくとともに、民間業者等と協定を結ぶなど体制の整備に努める。

（１）通信機材
（２）放送設備
（３）照明設備（非常用発電機を含む。）
（４）炊き出しに必要な機材及び燃料
（５）給水用機材
（６）救護施設医療資機材
（７）物資の集積所
（８）仮設の小屋又はテント
（９）仮設便所
（10）防疫用資機材
（11）清掃用資機材
（12）工具類
（13）非常電源
（14）日用品
（15）備蓄食料及び飲料水
（16）その他、粉ミルクや紙おむつ、生理用品等

第５　避難計画

１　避難計画の策定

避難計画は、次の事項に留意して作成に努めることとし、自主防災組織等と連携して避

難体制の確立に努める。また、計画作成にあたっては、洪水や土砂災害の態様及び地域の特性を踏まえたものとする。

（１）避難の準備情報、勧告又は指示を行う客観的な基準及び伝達方法

（２）避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

（３）避難場所、避難所への経路及び避難誘導

（４）避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

ア　給水措置

イ　給食措置

ウ　毛布、寝具等の支給

エ　衣料、生活必需品の支給

オ　負傷者に対する応急救護

（５）避難所の管理に関する事項

ア　避難生活の秩序保持

イ　避難民に対する災害情報の伝達

ウ　避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ　避難民に対する相談業務

（６）災害時における広報

ア　広報車による周知

イ　避難誘導員による現地広報

ウ　住民組織を通ずる広報

（７）夜間及び休日等における避難誘導体制整備

２　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うため、次の事項に留意して「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底に努める。

（１）対象とする災害及び地域

洪水、土砂災害等の災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定

（２）避難対象区域

災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

（３）避難勧告等の客観的な発令基準

ア　住民が避難所等への避難を完了するまでの時間を把握

イ　避難する区域ごとに避難準備情報、避難勧告、避難指示の客観的発令基準を策定

ウ　国又は県に避難勧告等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

（４）避難勧告等の伝達方法

ア　災害ごとの避難勧告等の伝達文を設定

イ　伝達方法、伝達先を設定

（５）その他留意すべき災害特性

ア　想定される災害の特性（危険性）の周知

イ　災害時の状況等に応じ、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきこと

３　防災上重要な施設の管理者の留意事項

庁舎及び学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

（１）　学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

（２）　義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

（３）　病院においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

４　避難所運営マニュアルの策定

町は、避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。

また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第６　その他避難に関する必要な事項

避難勧告等の基準、避難誘導の実施、避難所の運営管理等、避難に関するその他必要な事項は風水害対策編第２章風水害等災害応急対策第７節避難活動による。

第14節　緊急物資確保計画

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進する。

第１　食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

１　町の活動

（１）　非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
（２）　孤立が想定される地区における備蓄の促進
（３）　町内における緊急物資流通在庫調査の実施
（４）　町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
（５）　流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
（６）　大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
（７）　緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
（８）　家庭内備蓄等の促進
（９）　給食計画の策定

２　町民の活動

（１）　７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
（２）　⑴のうち、３日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
（３）　自主防災組織等による助け合い活動の推進
（４）　緊急物資の共同備蓄の推進

緊急援護備蓄物資一覧表　資料10－１

第２　飲料水等の確保

１　町の活動

（１）飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資機材の備蓄を行う。
（２）他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
（３）給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
（４）住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
（５）水道工事業者等との協力体制を確立する。

２　町民及び自主防災組織の活動

（１）町民(家庭)における貯水

ア　貯水すべき水量は、１人１日３ﾘｯﾄﾙを基準とし、世帯人数の７日分を目標とする。(うち３日分程度を非常持出用として準備)

イ　貯水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ　貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。

（２）自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア　応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。

イ　応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

配水池・水道施設の現況　資料８－１

給水用資機材の現況　　資料８－２

水道工事業者一覧表　　資料８－３

第15節　医療救護体制確保計画

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行うことができる体制の確保に努める。

第１　医療救護体制確保の実施方針

消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制の整備に努める。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

（１）被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。なお、町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

（２）災害被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。

（３）被災者のメンタルヘルスを考慮した医療活動体制の確保を行う。

第２　初期医療体制の整備

災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制を確立する。

（１）救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。

（２）救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。

（３）管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。

（４）救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

（５）応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

病院・診療所等一覧表　資料７－１

第３　災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

第４　難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第５　医薬品、医療資機材等の確保

（１）緊急物資備蓄の一環として、医薬品等を分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う救護医療活動のために必要な医療品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。

（２）避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

第６　災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

町及び県は、一般住民に対する緊急蘇生法等の家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルス等の災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

第７　住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

第 16 節　防疫・保健、し尿、ごみ、がれき等処理計画

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。

また、災害時に発生すると予想されるし尿、ごみ及びがれき・残骸物の応急処理計画の作成に努める。

第１　防疫・保健体制

１　実施体制

（１）災害時における被災地域の防疫は、町が県の指導、指示に基づいて行う。

（２）町のみでは実施困難なときは、隣接する市町、県（保健所）の応援を得て実施する。

（３）県に協力して、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

２　防疫・保健体制の整備

（１）災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。

（２）防疫実施計画の作成に努める。

（３）防疫用薬品の調達計画の作成に努める。

（４）住民が行う防疫及び保健活動について普及啓発を図る。

３　し尿処理体制の確保

（１）災害時に発生すると予想されるし尿の応急処理計画の作成に努める。

（２）仮設トイレ等の資機材の備蓄に努める。

（３）許可業者に連絡し、協力体制を確保する。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表　資料９－１

第２　ごみ処理体制の確保

災害発生に伴い、感染予防及び安全な生活を確保するために、各地に排出されたごみ、し尿、へい死獣等を迅速に処理する必要がある。

（１）災害時に発生すると予想される廃棄物の応急処理計画の作成に努める。

（２）住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。

（３）災害廃棄物仮収集場の選定及び清掃のための資材を準備する。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表　資料９－１

第３　がれき・残骸物の処理体制の整備

災害時に発生するがれき・残骸物については、災害廃棄物処理基本計画に基づき、処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

第17節　要配慮者支援計画

避難行動要支援者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、避難行動要支援者避難支援プランを活用し避難誘導体制の整備を図る。

また、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

第１　避難行動要支援者名簿の作成等

（１）町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

（２）町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

（３）町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

（４）町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第２　緊急連絡体制の整備

町は、自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成する。

第３　避難体制の確立

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておく。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

第４　防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

第５　社会福祉施設等管理者の活動

（１）組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

（２）緊急連絡体制の整備

町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

（３）防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

（４）物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

第 18 節　広域応援体制整備計画

町及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するとともに、具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

第１　全県的な消防相互応援体制の整備

町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

１　対象となる災害

（１）大規模な風水害等の自然災害

（２）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災

（３）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故

（４）その他特殊な災害事故等

２　応援の内容

消火、救急、救助、その他の災害

３　応援要請手順

（１）応援要請

町長が、他の市町の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。

（２）要請方法

電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両)、資機材（種別、数量）等を連絡する。

４　応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）等を要請側へ連絡する。

愛媛県消防広域相互応援協定書　資料３－７

中予地区広域消防相互応援協定書　資料３－６

伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書　資料３－５

第２　全県的な防災相互応援体制の整備

町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

第 19 節　情報通信システム整備計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、大規模災害時に、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておく。

第１　情報収集・連絡体制の整備

洪水等の災害発生時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化を図り、情報収集・連絡体制の整備に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

（１）防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
（２）被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
（３）アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
（４）孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

第２　通信施設の運営管理

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

（１）通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
（２）充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
（３）浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
（４）中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

第 20 節　ライフライン災害予防計画

大規模災害発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減に努める。また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

第１　水道施設

災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

（１）災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備に努める。

（２）監視･制御システムについては､災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。

（３）水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。

（４）防災性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽度、地形・地質の状況を勘案し、優先度を見極め計画的に防災対策を推進する。

（５）他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の確立に努める。

（６）応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第２　下水道施設

安全で安心なまちづくりのため、市街地において、汚水の排除や浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透等の流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

１　代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

２　雨水貯留浸透

市街地における雨水の流出量を抑制する各種雨水浸透事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

第３　電力施設

電気事業者は、災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立する。

１　電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

２　災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

３　電気事故の防止

（１）巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

（２）電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、必要な広報活動を行う。

４　要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

５　復旧資機材の確保

（１）災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

（２）災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第４　ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備等災害防止対策を推進する。

１　ガス施設の災害予防措置

（１）　ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。

（２）　ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

（３）　ガス導管の地区分割を図るため、セクターバルブを設置する。

２　応急資機材の整備

（１）　緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。

（２）　復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

３　連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員事業所等に出動する。

４　保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

５　ガス利用家庭設備整備

（１）　ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。

（２）　利用者に対し、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

第５　電信電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びＫＤＤＩ株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

１　防災体制の確立

（１）　防災対策組織の編成

災害の発生又は発生の恐れがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

（２）　防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国や県、市町、その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

（３）　ライフライン事業者との協調

電力や燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

２　防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害が発生又は発生の恐れがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市町等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

３　電気通信設備等に対する防災対策

（１）　電気通信設備等の高信頼化

ア　洪水、高潮等の恐れがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ　暴風又は豪雪の恐れのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ　火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

（２）　電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ　通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

４　重要通信の確保

災害時に備え重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

５　災害対策用機器及び車両の配備

（１）　通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

（２）　所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。

（３）　災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

（４）　所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

第21節　公共土木施設等の災害予防計画

道路、河川等の各種公共土木施設等の施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、建設業者に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。また、豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

第１　道路施設

発災後、早急に被災状況を確認し、県等へ報告するほか、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要不可欠であるため、平常時から安全性の確保を図る。

１　防災点検等の実施

防災点検を定期的に実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等により点検を実施する。

２　道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

３　道路の冠水事故防止対策の実施

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

４　道路通行規制等の実施

異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

５　道路施設の長寿命化対策

道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第２　河川管理施設

１　河川管理施設の確保

河川管理者は、河川の改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

２　防災点検の実施

河川管理者は、防災点検を定期的に実施し、防災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

３　施設の補強・整備

河川管理者は、防災点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第３　砂防施設

１　砂防等施設の整備

県又は町は、土砂災害危険箇所の解消を図るため、緊急度の高い箇所から順次、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の整備促進に努める。

２　防災点検の実施

県及び町は、防災対策の必要な箇所の把握に努める。また、砂防等施設の管理者は、施設の防災点検を定期的に実施する。

第４　治山施設

１　治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の防災機能の向上や整備促進に努めるほか、災害発生時には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

２　防災点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の防災点検を定期的に実施し、防災対策の必要な箇所の把握に努め、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第５　農地・農業用施設

施設は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、老朽化した施設も存在する。

このため、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次、設計基準に基づき、必要に応じて整備促進を図るものとする。

１　農地

発災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、中山間総合整備事業等により基盤整備を行う。

２　農林業施設

発災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等により危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業等により基盤整備を行う。

また、ため池等整備事業、湛水防除事業、中山間地域総合農地防災事業等の防災事業を行う。

農林道については、危険箇所の改良等の事業を実施する。

３　老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、老朽化が著しく、緊急に整備を要する老朽ため池については、ため池等整備事業、中山間地域総合整備事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合農地防災事業、県単独土地改良事業により整備を行う。

第６　防災上重要な施設

町及び県は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の防災性の向上を図るとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の防災化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

１　医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の防災化の促進を図る。

２　社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の入所者等を災害から守るため施設の防災化を図る。

３　学校施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の防災化を図る。

４　不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の防災化を図る。

５　庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の防災化を図る。

６　地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施

するための拠点となる施設の整備を図る。

災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

第７　公園施設

公園は、火災時の延焼遮断空間、避難場所、救急活動拠点として有効に利用されるため、他の公共施設とも連携を図り、整備を促進する。

また、町が避難場所として指定する基幹的な公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備に努める。

第８　文化財施設

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、町教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

（１）文化財等の補強工事の実施
（２）日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
（３）安全な公開方法と避難方法・避難所の設定
（４）災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
（５）安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
（６）火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

第９　通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさないよう非常用電源設備の整備や堅固な場所への施設整備に努める。

また、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

第22節　建築物災害予防計画

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、災害に強いまちづくりを行う。

第１　公共建築物の安全性の向上

公共建築物は、不特定多数の利用が図られる施設であるとともに、災害時には避難所としてあるいは災害対策の活動の拠点として利用される施設である。そのため、点検・整備を実施し問題のある施設についてはその修理、改修を推進する。

第２　一般建築物の安全性の向上

災害を予防するため、次の措置を講じる。

（１）湿潤な土地、出水の恐れの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導する。

（２）災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

第３　家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策

家屋その他建築物の管理者に、次の事項の徹底を図る。

（１）戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

（２）倒壊の恐れがある建物は、控え柱（つっかえ柱）取り付け、ロープ張り、大きな筋かいの打ちつけ等を行うこと。

（３）煙突、看板、塀、立ち木等を針金等で補強すること。

（４）電灯引込み線がたるんでいないか点検、破損したものは直ちに四国電力へ連絡すること。

第23節　危険物施設保安計画

大きな災害により施設が損傷すると、火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展する場合が多く、消火困難に陥りやすい。そこで、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

また、毒物・劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きい。そこで、毒物劇物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

第１　危険物施設

大規模な災害が発生した場合は、設計で考慮された以外の要因で危険物施設が損傷を受けることがあるため、伊予消防等事務組合消防本部（以下「伊予消防等消防本部」という。）及び県は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

危険物施設一覧表　資料13－１

１　安全指導

町及び伊予消防等消防本部は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

２　防災車両、資機材の整備

伊予消防等消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

３　予防査察等

町及び伊予消防等消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

（１）町及び伊予消防等消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。

（２）町及び伊予消防等消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。

第２　高圧ガス施設

県は、高圧ガス事業所の保安統括者、保安技術者、保安係員等の技術の向上を図るための講習会等を実施するほか、高圧ガス事業所及び一般家庭に対し、設備の設置促進等を図る。

１　安全化指導

（１）高圧ガス事業所

容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

（２）一般消費家庭

容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底。

第３　毒物・劇物施設

県は毒物及び劇物による事故又は危害を未然に防止するため、次により事故防止対策の徹底を図り、町はこれに協力する。

１　立入検査の実施

県は、毒物・劇物の販売施設等が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造設備の基準に適合するよう、立入検査の際に構造設備に係る指導を行う。

２　応急対策教育の徹底

県は、毒物の販売業者等がそれぞれ自主的に作成している「危害防止規程」を遵守するよう指導する。

第24節　資材・機材等点検整備計画

町及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう、それぞれの点検計画表に基づき常時点検整備を行う。

第１　点検整備を要する資材・機材

（１）水防用備蓄資材・機材
（２）食料及び飲料水
（３）救助用衣料生活必需品
（４）救助用医薬品及び医療器具
（５）防疫用薬剤及び用具
（６）防雪用機械
（７）警備用装備資機材
（８）通信機材
（９）災害対策用資機材
(10) 油災害対策用資機材
(11) 給水用資機材
(12) 消防用資機材
(13) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

第２　実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、点検整備を実施する。

第３　点検整備実施内容

点検整備は次のことに留意して実施する。

１　資材・機材

（１）規格ごとの数量の確認、不良品の取替
（２）薬剤等については、効果の測定
（３）その他必要な事項

２　機械類

（１）故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
（２）機能試験の実施
（３）その他必要な事項

３　留意事項

（１）実施結果は記録しておく。

（２）資機材等に故障等の不良箇所を発見した場合は、直ちに修理等の措置を講じる。

（３）数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じる。

第25節　災害復旧・復興への備え

第１　平常時からの備え

町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第２　複合災害への備え

町及び県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

町及び県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町及び県等の防災関係機関は，様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第３　災害廃棄物の発生への対応

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、町及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第４　各種データの整備保全

町及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

町及び県は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働

を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第５　罹災証明書交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第２編　風水害等対策編

第２章　風水害等災害応急対策

風水害等の災害の防御又は災害発生時における住民等の生命、財産への被害、都市基盤施設や生活関連施設への被害及び農地・地形等への被害の軽減並びに拡大防止、避難及び救助・救出など、迅速・的確な災害応急対策活動の実施に関する計画を示す。

第1節　防災関係機関の活動

第１　町、住民、県及び関係機関が行うべき応急対策活動の概要

町	（１）災害発生又は災害発生の恐れがある場合の県に対する報告 （２）気象に関する予警報の周知徹底 （３）災害調査及び災害情報の県に対する報告 （４）避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び被災住民の収容 （５）消防団・水防団に対する出動命令又は警察官に対する出動要請 （６）警戒区域の設定と避難措置 （７）避難所の設置・運営 （８）自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請 （９）救援物資の配布 (10) 被災者収容施設の供与 (11) 応急文教対策の実施 (12) 被災箇所の応急復旧 (13) その他応急対策の実施
住民	（１）災害発生又は災害発生の恐れがあることを発見した場合の町長又は警察官への通報 （２）地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置 （３）救援隊の救助作業に対する協力 （４）安全地域への避難
県	（１）市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請 （２）市町、関係機関からの災害発生等の報告受理 （３）被害状況の把握及び情報の収集 （４）関係機関への被害状況の通報 （５）関係機関との応急対策の協議・調整 （６）放送機関への緊急放送要請 （７）自衛隊の災害派遣要請 （８）医師会、日赤への救護班の派遣要請 （９）緊急援護備蓄物資の供給 (10) 救援物資の調達・輸送 (11) 応急仮設住宅の建設 (12) 医療、助産、防疫、清掃等の措置の実施 (13) 応急文教対策の実施 (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制 (15) 人心安定のための広報 (16) 被災地の応急復旧 (17) その他応急対策の実施
関係機関	（１）　災害情報の県、町等に対する通報 （２）　救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請 （３）　県、町の要請に基づく救援の実施 （４）　応急復旧作業の実施

第２　応急対策組織図

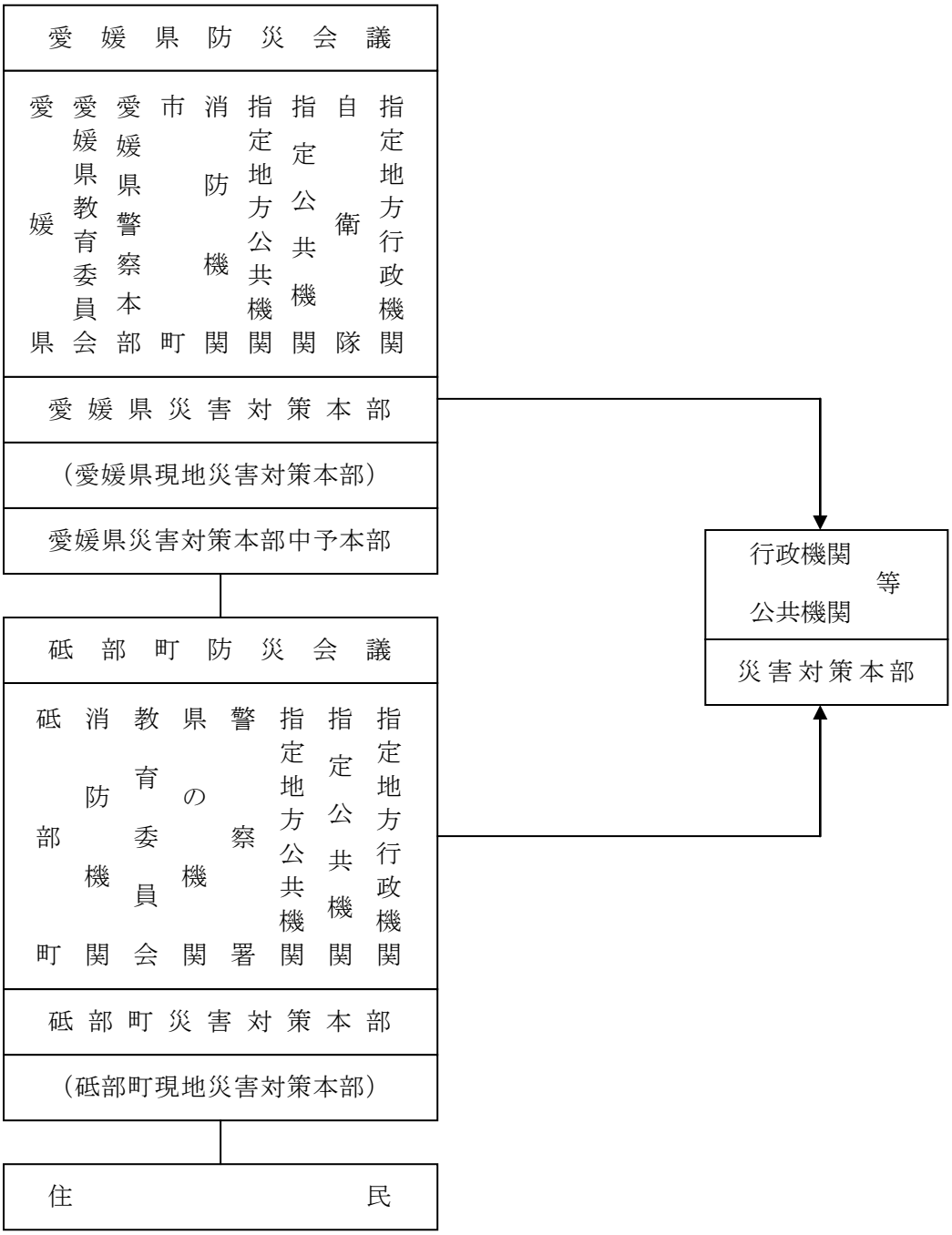
愛媛県防災会議
愛媛県
愛媛県教育委員会
愛媛県警察本部
市町
消防機関
指定地方公共機関
指定公共機関
自衛隊
指定地方行政機関
愛媛県災害対策本部
（愛媛県現地災害対策本部）
愛媛県災害対策本部中予本部
行政機関
公共機関
等
災害対策本部
砥部町防災会議
砥部町
消防機関
教育委員会
県の機関
警察署
指定地方公共機関
指定公共機関
指定地方行政機関
砥部町災害対策本部
（砥部町現地災害対策本部）
住民

第２節　災害警戒期の活動

風水害等災害が発生する恐れがある場合、気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の収集・伝達や、水防活動等の災害警戒活動を行う。

第１　気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等の収集・伝達については、風水害等災害対策編第１章風水害等災害予防計画第１節「気象予警報等の伝達計画」に準じる。

第２　水防計画による活動

水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づく、砥部町水防計画（以下「水防計画」という。）により、県又は松山地方気象台から水防に係る気象予報及び洪水予警報等の通報を受け、洪水の恐れがあるときは、砥部町水防本部を設置する。

町災害対策本部が設置されるまでの間、水防に係る災害対策活動は水防計画に従う。

第３節　活動体制

町長は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、砥部町災害対策本部条例(平成17年砥部町条例第17号)の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

第１　活動体制の流れ

配備体制	初期初動体制	第１配備	第２配備	第３配備
中枢組織	災害警戒本部	災　害　対　策　本　部		

被害情報等収集

↓

災害応急対策

↓

・災害対策本部等の廃止
・必要に応じて災害状況に応じた組織体制見直し

第２　災害警戒本部の設置及び廃止

１　災害警戒本部の設置基準

町長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置する。

（１）町域に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく警報（波浪、高潮警報を除く）が発せられたとき

（２）町内の河川に洪水予報が発せられたとき

（３）水防警報が発せられたとき

（４）その他大雨又は洪水のいずれかの注意報が発せられた場合で災害の発生の恐れがあるとき

２　災害警戒本部の組織及び編成

災害警戒本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

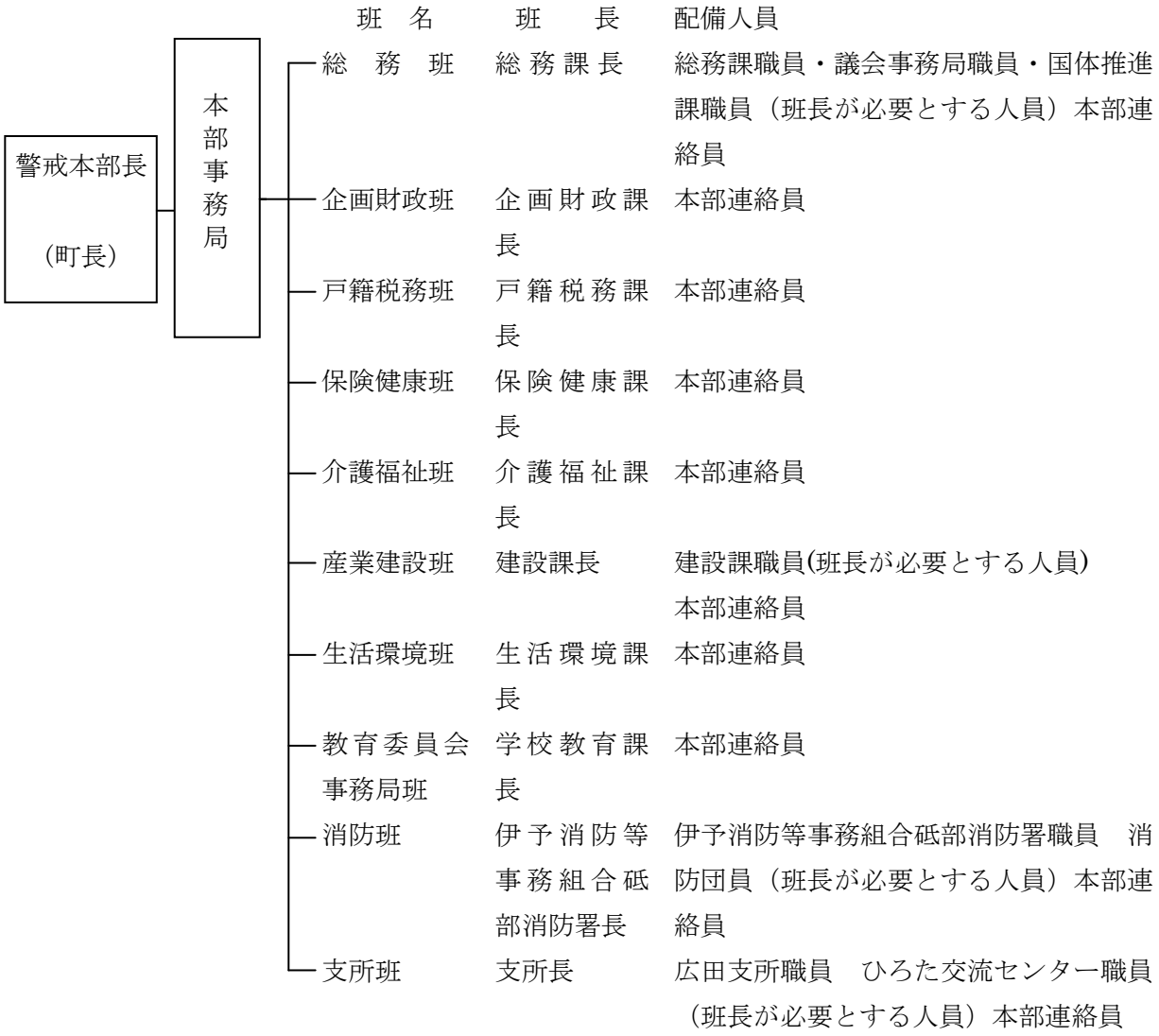

（１）警戒本部は本部長、班長及び班員で構成する。
（２）本部長には町長を、班長及び班員には上表に掲げるものを充てる。
（３）所掌事務
　ア　災害情報の収集及び伝達に関すること
　イ　災害応急対策の実施に関すること
　ウ　防災用資機材の準備に関すること
（４）設置場所
　本部は、庁舎２階総務課に置く

３　災害警戒本部の廃止基準

（１）災害対策本部が設置されたとき

（２）当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき
（３）災害の発生する恐れがなくなったとき

第３　災害対策本部の設置

１　設置基準

町長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策の推進を図るため災害対策本部の設置を決定する。

（１）町域に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく警報（波浪、高潮警報を除く）が発せられたとき
（２）水防警報が発せられたとき
（３）町内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生したとき

２　動員基準

町長は、災害対策本部等を設置するときは、次表の基準に従い動員の区分を決定する。

【風水害等災害時非常配備に関する基準】

配備区分	配　備　時　期	配　備　内　容	動　員　人　員
初期初動体制	○町域に気象予警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害警戒本部を設置し情報通信活動、防災資機材の準備等を実施する体制	○本部事務局員（総務課員）・各班班長・各班の本部連絡員・総務班、消防班、産業建設班及び支所班の班長が必要とする人員
第１配備	○町域に気象警報が発表され、局地的な被害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、初期初動体制を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第２配備に切り替えできる体制	○各班長と班員の概ね３分の１以内で、各班が必要とする人員
第２配備	○町域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、第１配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第３配備に切り替えできる体制	○班員の概ね３分の２以内で、各班が必要とする人員
第３配備	○町内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき	○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により	○班員全員

	○その他本部長が必要と認めたとき	直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制	

３　組織及び運営

災害対策本部の組織、運営については、砥部町災害対策本部運営要領(平成17年砥部町告示第49号)に定めるところによる。

砥部町災害対策本部運営要領　資料17－２

（１）組織

災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員、災害対策本部会議、本部事務局及び各班からなる。

ア　本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ　副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

ウ　本部員（各班長等）

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ　災害対策本部会議

（ア）災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

（イ）災害対策本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

（ウ）本部員は、災害対策に関し、災害対策本部会議に付議する必要があると認めるときは、災害対策本部会議の開催を要請することができる。

（２）設置場所

本部は、庁舎２階総務課に置く。ただし、庁舎の被災状況に応じて、文化会館又は本部長の指定する場所に置く。

（３）本部事務局及び各班

ア　本部事務局及び各班の組織及び事務分掌は、砥部町災害対策本部運営要領による。

イ　各班共通事務

（ア）各班の所掌事項に関する被害状況又は災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。

（イ）本部との連絡調整に関すること。

（ウ）各班への応援に関すること。

（エ）所掌事務の他、本部長の指示特名事項に関すること。

（４）本部連絡員

ア　本部室には、原則として本部連絡員を置く。

イ　本部連絡員は、各班長がそれぞれの所管班員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ　本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめ、本

部に報告するとともに本部からの報告事項を各班長に伝達する。

（５）　現地本部の設置

ア　本部長は、災害の現地において緊急に統一的な活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

イ　現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

ウ　現地本部長及び現地本部員は、本部長の指名する者をもって充てる。

エ　現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

４　廃止基準

本部長が予測される災害の発生がなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認めるとき。

５　本部設置・廃止の通知区分

災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責　任　者
各　　班	庁内放送、口頭、電話、メール	本部事務局長
一　般　住　民	各区放送、広報車、サイレン、報道機関	
関係地区区長	電　話	
中　予　地　方　局	県防災通信システム、電話、FAX、メールほか迅速な方法	
報　道　機　関	口頭、電話、文書（迅速な方法）	
国　土　交　通　省	電話、FAX、メール	
警　　察　　署	電話、FAX、メール	

なお、廃止した場合は、設置したときに準じて行う。

６　本部長の職務代理者の決定

本部長が風水害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の代理者を次のように定める。

第１順位　副町長
第２順位　教育長
第３順位　総務課長

砥部町災害対策本部組織編成表

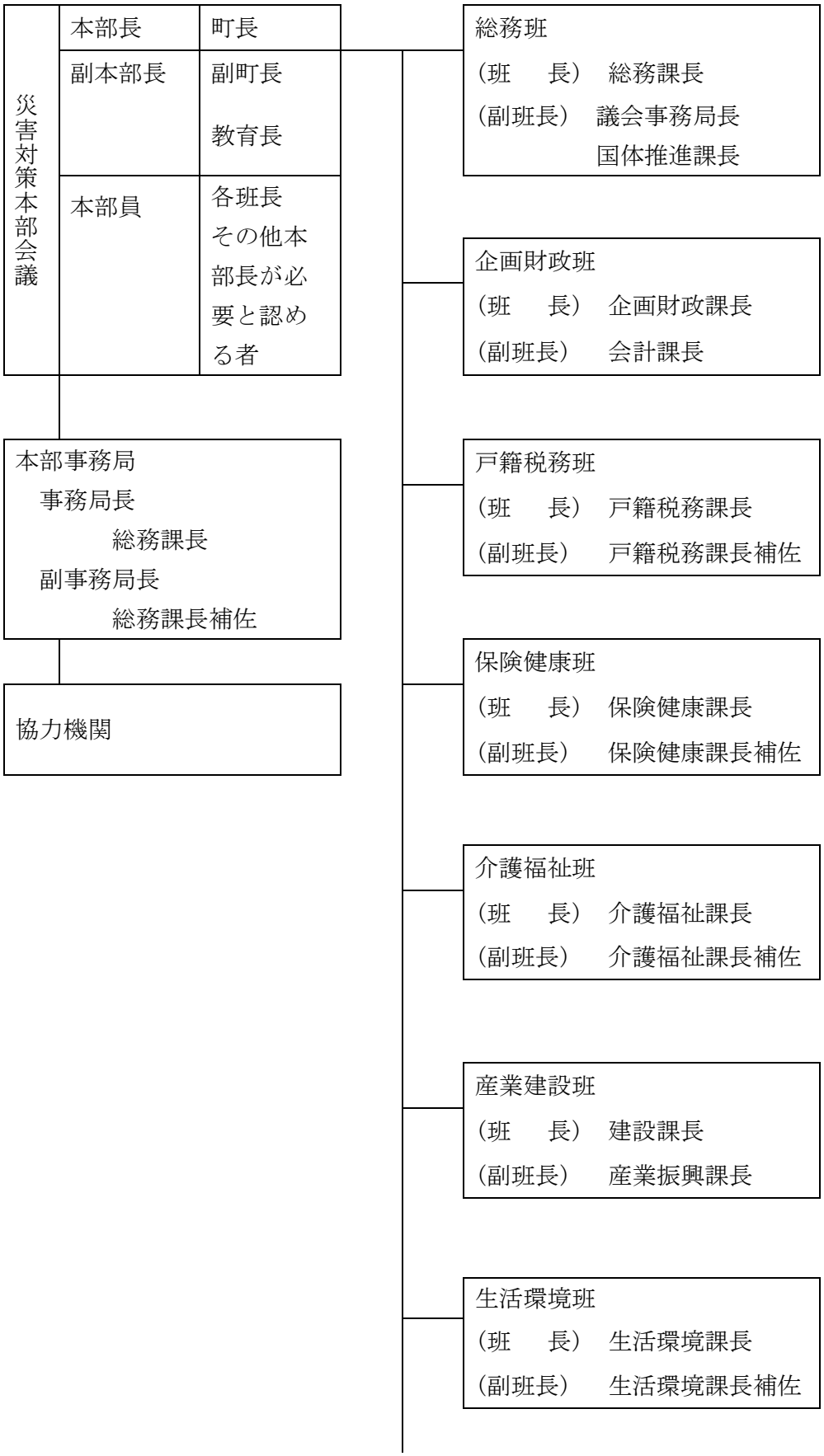

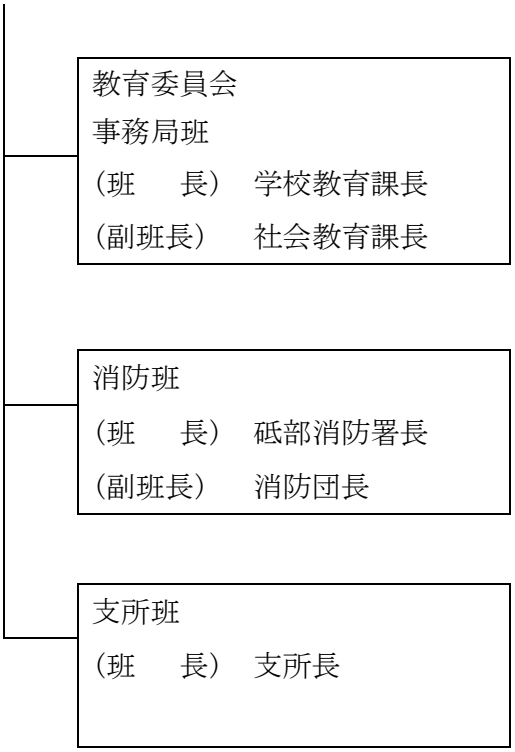

砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌

本 部 長　町長

副本部長　副町長、教育長

班	班長・副班長	班員	分掌事務
本部事務局	（事務局長） 総務課長 （副事務局長） 総務課長補佐	総務課職員	1　町災害対策本部の設置及び解散に関すること。 2　本部の庶務に関すること。 3　各班の総合調整に関すること。 4　県、他市町及び関係機関等との連絡調整並びに要請に関すること。 5　災害応急対策の立案に関すること。 6　被害状況等災害資料の作成公表に関すること。 7　気象情報及び被災情報の収集伝達に関すること。 8　職員の動員及び非常招集に関すること。 9　各班の人員配置に関すること。 10　本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。

			11　避難の指示等に関すること。 12　防災行政無線の運用に関すること。 13　応急公用負担に関すること。 14　町災害対策本部の代替機能の確保に関すること。
本部連絡員		各班長が指名	1　本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。 2　各班の被害状況や応急対策の実施状況等を取りまとめ、本部に連絡すること。
総　務　班	（班　長） 総務課長 （副班長） 議会事務局長 国体推進課長	総務課職員 議会事務局職員 国体推進課職員	1　住民への災害情報の広報に関すること。 2　被災状況の写真撮影等記録に関すること。 3　災害報告に関すること。 4　り災証明書の発行に関すること。 5　職員の被災調査、安否の取りまとめに関すること。 6　職員の健康管理に関すること。 7　職員の給食体制の確立に関すること。 8　職員の公務災害保障に関すること。
企画財政班	（班　長） 企画財政課長 （副班長） 会計課長	企画財政課職員 会計課職員	1　被害に伴う予算の編成に関すること。 2　被災地、避難所付近の交通整理に関すること。 3　避難者の搬送に関すること。 4　災害予防、災害応急対策に必要な人員、資機材の輸送に関すること。 5　その他輸送に関すること。 6　災害時の会計事務に関すること。 7　義援金の出納及び保管に関すること。 8　義援金の配分に関すること。

			9　ボランティア災害救援活動の総合調整に関すること。
戸籍税務班	（班　長） 戸籍税務課長 （副班長） 戸籍税務課長補佐	戸籍税務課職員	1　一般被害の調査、確認に関すること。 2　人的被害の被害調査及び取りまとめに関すること。 3　町税の減免、徴収猶予等に関すること。 4　避難所開設の協力に関すること。 5　その他災害予防の調査に関すること。
保険健康班	（班　長） 保険健康課長 （副班長） 保険健康課長補佐	保険健康課職員	1　避難所、救護所の開設及び運営管理に関すること。 2　避難住民の救護に関すること。 3　医療救護班の編成に関すること。 4　救護用医薬品の調達、配分に関すること。 5　応急救援物資等の配給に関すること。 6　食品の衛生監視に関すること。
介護福祉班	（班　長） 介護福祉課長 （副班長） 介護福祉課長補佐	介護福祉課職員	1　災害救助法の適用に関すること。 2　被災者並びに救助活動等に従事する者に対する炊き出しに関すること。 3　米、その他食料品の調達に関すること。 4　奉仕団体に対する奉仕協力要請に関すること。 5　災害見舞金の支給に関すること。 6　避難行動要支援者へ避難指示等の情報提供に関すること。 7　避難行動要支援者の安否確認に関すること。 8　避難所等における避難行動要支援者の把握に関すること。 9　その他避難行動要支援者への援護に関すること。
産業建設班	（班　長） 建設課長	建設課職員 産業振興課職	1　公共土木施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2　公営住宅の災害防止、被害状況調査、

	（副班長） 産業振興課長	員	応急復旧に関すること。 ３　公園の保全及び応急復旧に関すること。 ４　土木応急復旧資機材の確保に関すること。 ５　道路及び交通の確保に関すること。 ６　土木技術者の確保、従事者の確保に関すること。 ７　応急仮設住宅の建設に関すること。 ８　住宅の応急修理に関すること。 ９　住宅建築の融資に関すること。 10　障害物の除去に関すること。 11　気象情報の収集伝達及び水位観測に関すること。 12　農林業関係（施設を含む。）の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 13　家畜の防疫に関すること。 14　へい死鳥獣の処理に関すること。 15　農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保、斡旋に関すること。 16　被災農林業者に対する融資に関すること。 17　銚子ダム関係施設の監視に関すること。 18　商工業、観光施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 19　被災商工業関係者に対する融資に関すること。
生活環境班	（班　長） 生活環境課長 （副班長） 生活環境課長補佐	生活環境課職員	１　被災地及び避難所における防疫並びに清掃に関すること。 ２　ごみの収集及びし尿処理に関すること。 ３　被災地域の災害廃棄物の処理に関すること。 ４　廃棄物処理施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。

			5　死体の処理及び埋葬に関すること。 6　下水道の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 7　飲料水及び生活用水の確保並びに供給の調整に関すること。 8　水道施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 9　町民や消防機関への断水情報の提供に関すること。 10　水道の衛生維持に関すること。
教育委員会事務局班	（班　長） 学校教育課長 （副班長） 社会教育課長	学校教育課職員 社会教育課職員 （ひろた交流センター職員を除く） 幼稚園職員 保育所職員	1　学校施設、文化財及び生涯学習施設、幼稚園及び保育所の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2　学校及び保育所給食施設の保全及び保健衛生に関すること。 3　応急教育及び応急保育に関すること。 4　被災児童生徒の救護及び支援に関すること。 5　学用品及び教科書の調達配分に関すること。 6　社会教育団体への奉仕協力要請に関すること。 7　避難所開設の協力に関すること。
消　防　班	（班　長） 伊予消防等事務組合砥部消防署長 （副班長） 消防団長	伊予消防等事務組合砥部消防署職員 消防団員	1　消防施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2　応急公用負担に関すること。 3　緊急必要資材等の確保補給に関すること。 4　消防機関との連絡調整に関すること。 5　消防団員、消防職員の非常参集に関すること。 6　消防活動に関する指令伝達に関すること。

			7　消防応援要請に関すること。 8　災害現場等の災害情報接受に関すること。 9　水火災予防及び消防広報に関すること。 10　被害の原因及び調査に関すること。 11　被災者の救助に関すること。 12　行方不明者の捜索に関すること。 13　死体の捜索及び収容に関すること。 14　避難者の誘導に関すること。 15　災害現場での活動に関すること。 16　避難勧告、指示に関すること。 17　警戒区域の設定に関すること。 18　災害通信に関すること。
支所班	（班長） 支所長	支所職員 ひろた交流センター職員	1　管内の情報収集及び報告に関すること。 2　防災行政無線の運用に関すること。 3　支所職員の動員に関すること。 4　管内関係機関との連絡調整に関すること。

備考

1　各班長は、その所属班員を指揮監督して防災活動にあたるものとする。

2　各班共通事務

（1）　各班の所管事務に関する被害状況又は災害応急対策状況のとりまとめに関すること。

（2）　本部との連絡に関すること。

（3）　各班の応援に関すること。

（4）　各班員は、本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に従事すること。

第４　動員計画

１　配備計画

（1）各班長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第１配備の初期初動体制から第３配備までの指令ごとの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底する。

（２）各班長は、あらかじめ所属の職員の中から本部連絡員を指名しておき、指名された本部連絡員は、所属班と砥部町災害対策本部との連絡にあたる。

２　伝達系統

（１）災害警戒本部を設置した場合

総務課長から各班長に通知し、各班長は各班員に連絡し、動員する。

（２）災害対策本部を設置した場合

災害対策本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき本部事務局長（総務課長）から各班長に、各班長は各班員か本部連絡員に伝達し動員する。

３　勤務時間内の動員方法

（１）連絡体制

各班への連絡は、本部事務局が庁内放送、電話、口頭等により次の事項を明確に伝える。

ア　配備の種類

イ　本部開設又は招集の時間

ウ　本部の設置場所

４　勤務時間外の動員方法

（１）連絡体制

ア　夜間・休日等の勤務時間外に町内に災害が発生した場合、第１配備を自動配備し、該当する職員は直ちに参集する。

イ　宿直者は、災害発生の情報を察知したとき、直ちに次の方法により連絡する。

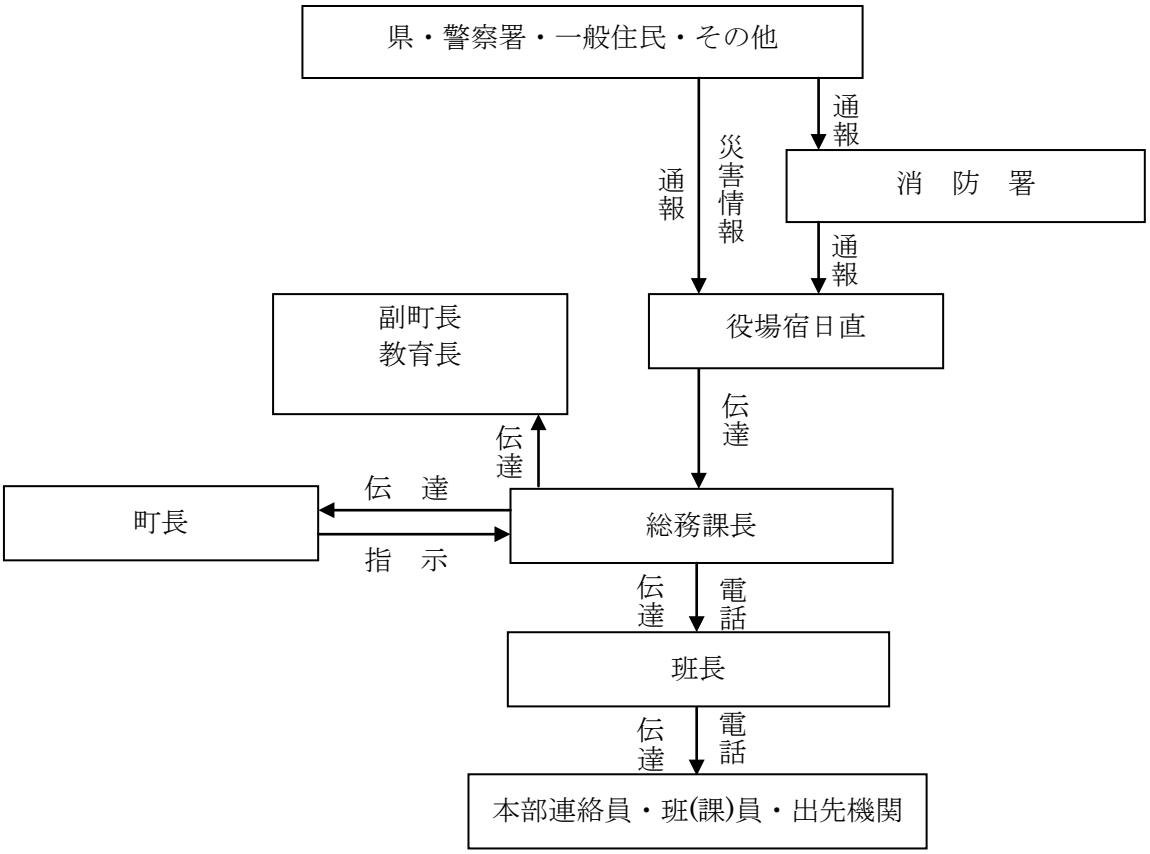

（２）各班の本部連絡員及び体制確立後の報告連絡体制

ア　災害対策本部の各班長は、所属の班と本部との連絡にあたらせるために、本部連絡員を定めておく。

イ　本部連絡員は、所属の班と本部との連絡にあたり、本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。

ウ　本部長の配備体制の指示に基づき各班が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて本部事務局に報告し、本部事務局は本部長に報告する。

（３）参集場所

職員は、原則として本庁等勤務場所に参集する。ただし災害の状況により本庁等への参集が困難なときは、最寄りの町有施設に参集し、その責任者の指示を受け災害対策に従事する。

（４）過渡的措置

各班長は、勤務時間外の過渡的措置として職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

５　動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また、各班長は非常招集した場合、氏名、時刻等を本部事務局に報告し、本部事務局は災害対策本部事務局長を通じ、本部長に報告する。

６　人員の確保

（１）第１配備から第２配備の場合

各班長は、各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を本部事務局へ報告する。

（２）第３配備の場合

各班長は、各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応し難いと判断される場合には、応援を本部事務局に要請する。この場合、本部事務局は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

（３）各班別の動員要請

災害応急対策は総合的、迅速かつ的確に実施されなければならないが、災害時の状況及び応急措置の推移により、班ごとに忙閑のアンバランスが生ずることが考えられるので、本部長は必要に応じて各班の所属する職員を他の班に応援させる。そのため災害対策本部の設置後、各班長は動員者数を本部事務局まで速やかに報告する。

（４）災害時における職員の服務

ア　職員は、この計画の定めるところにより、班長の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

イ　職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければ

ならない。

（５）出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い町長が決定し指令を出す。

第４節　通信連絡活動

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における災害等に関する情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速かつ確実に行うことはもとより、町の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくされることは必至で、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

第１　通信連絡手段の活用順位

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は概ね次の手段により速やかに行う。

連　絡　系　統　図

※　通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）

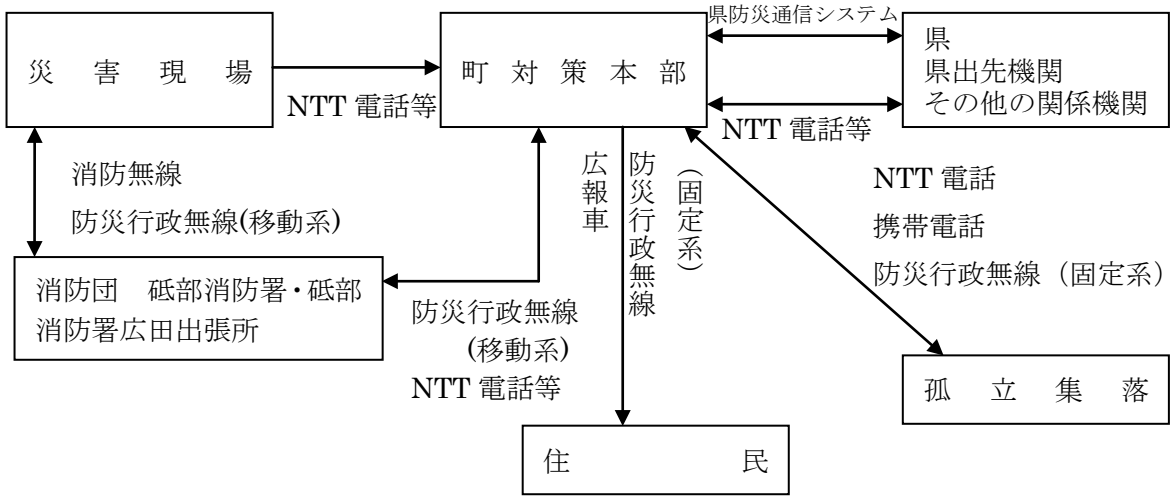

※　大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）

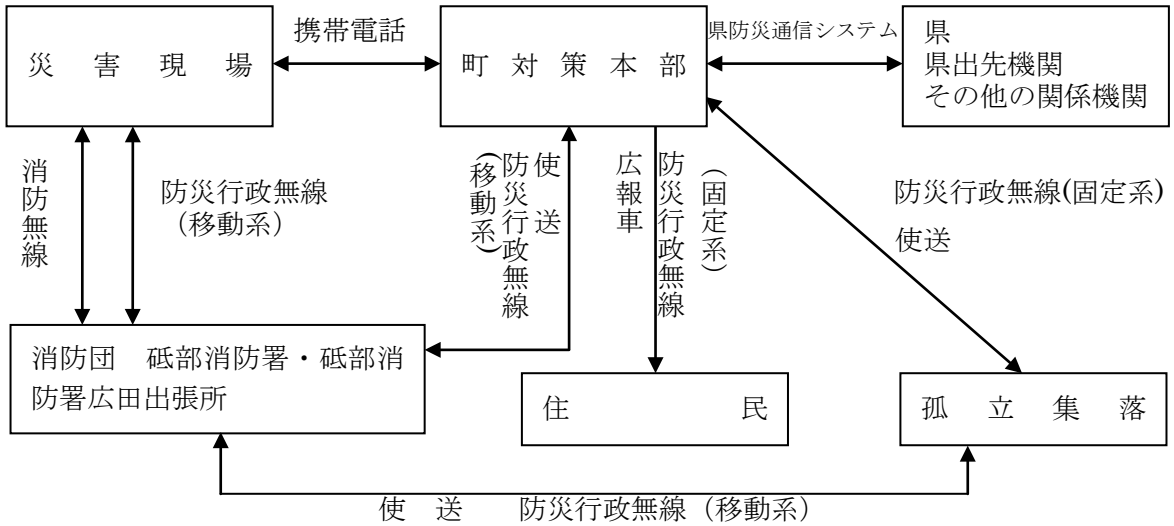

１　専用通信設備の使用

（１）県防災通信システム
（２）町防災行政無線(固定系・移動系)
（３）消防無線

２　非常、緊急電報

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合には発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、最寄の電報取扱局に申し込む。

３　ＮＴＴ電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、県防災通信システム・町防災行政無線(固定系・移動系)、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を得て通信の確保に努める。

第２　緊急放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

１　放送要請事項

（１）町の大半にわたる災害に関するもの
（２）その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

２　放送要請内容

（１）放送を求める理由
（２）放送内容
（３）放送範囲
（４）放送希望時間
（５）その他必要な事項

第３　情報システム

災害時における情報システムの確保対策として、県及びその他関係機関と協力し、次のような措置を講じる。

（１）　速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
（２）　情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第４　孤立地域との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地域が発生した場合、衛星携帯電話や防災行政無線、アマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、県消防防災ヘリコプターやバイク等を活用して、孤立地域との連絡に努める。

第５節　災害情報報告活動

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

第１　災害発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

消防組織法第40条の規定により、「災害報告取扱要領」に基づき、被害認定基準をもとに県及び国に報告する。人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合、直接国（消防庁）へ連絡する。

第２　情報の処理

１　災害情報等の受理・伝達・周知

（１）県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、町（災害対策本部設置前においては総務課）において受理する。

（２）受理した情報については、防災行政無線及び広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。

（３）確実な情報収集・伝達が可能となるよう、町内地域ごとの担当職員をあらかじめ定めておく。

２　情報の収集・伝達

町災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じた連絡等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

（１）職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

（２）自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

（３）参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況についての情報を収集する。

（４）県への応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要と

する場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

（５）防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

３　収集・伝達すべき情報

（１）被害状況

（２）避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況

（３）緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

（４）物資の価格、役務の対価動向

（５）金銭債務処理状況及び金融動向

（６）避難所の設置状況及び住民の避難生活状況

（７）医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況

（８）観光客等の状況

（９）県の実施する応急対策の実施状況

４　情報の分析整理

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ることにより、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立などの災害対策に資するように努める。

第３　県災害対策本部（県災害警戒本部）に対する報告及び要請

１　被害状況調査方法

（１）被害情報の収集は、総務班が関係機関、諸団体及び住民組織に応援を求めて実施する。特に、初期の情報は、区長、組長を通じ直ちに町役場に報告する。

（２）災害が発生したときは、直ちに戸籍税務班（砥部町災害対策本部運営要領別表第２砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌）を編成し情報収集にあたる。公共施設等の被害情報は、関係担当班が収集にあたる。

（３）被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能なとき又は専門的な技術を必要とする場合は、県又は防災関係機関の応援を求めて実施する。

（４）情報収集及び調査は、警察署、県機関及び防災関係機関と十分連絡をとる。

（５）被害項目と調査担当班

ア　人的被害、住家等被害

戸籍税務班を中心に、必要に応じて各班から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施する上で最も重要な情報であるため、優先的に収集することとし、関係機関や民間の協力を求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

イ　産業関係等被害

以下に揚げる被害情報は、激甚災害の指定の基礎等となるものであるので、調査、把握する。

（ア）農林業関係被害

産業建設班が土地改良区、農業協同組合、森林組合等の協力を得て調査する。

（イ）商工業関係被害

産業建設班が商工会等の協力を得て調査する。なお、商工関係の被害総額の算定は難しく、不統一傾向があるので事前に十分調整しておく。

（ウ）土木関係被害

産業建設班が被害地域に出向き調査する。

（エ）教育関係施設被害

教育委員会事務局班が学校長等の施設管理者の協力を得て調査する。

（オ）その他の被害

電気通信、町有財産等の被害については、各班が施設管理者の協力を得て調査する。

２　県災害対策本部(県災害警戒本部)に対する報告及び要請報告

町災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部(県災害警戒本部)に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部(県災害警戒本部)に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

（１）報告すべき災害

ア　災害救助法の適用基準に合致するとき。

イ　県又は町が災害対策本部を設置したとき。

ウ　災害が当初軽微であっても、今後拡大発展する恐れがあるとき又は２市町以上にまたがるとき。

エ　災害による被害に対して、国の特別財政援助を要するもの。

オ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

カ　その他特に県から報告を指示されたもの。

（２）報告事項

ア　災害の概況

（ア）発生した日時及び場所

（イ）災害の種類及び概況

イ　被害の概況

特に死者、行方不明者、被災者等の状況

ウ　応急対策の状況

特に救助、避難、警戒等の状況

エ　災害対策本部（水防本部を含む）を設置又は解散したとき。
オ　町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
カ　避難準備情報、避難の勧告、指示を行なったとき。
キ　その他必要事項

３　報告の内容と時期

（１）発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

様式１災害発生報告　資料４－１

（２）中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が２報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、別表「被害の被害認定基準」による。

様式２の（１）中間・最終報告（共用）　資料４－２
様式２の（２）被害状況内訳表　資料４－３

（３）最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後 10 日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

様式２の（１）中間　最終報告（共用）　資料４－２
様式２の（２）被害状況内訳表　資料４－３

（４）その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、直ちに報告する。

ア　町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
イ　町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
ウ　避難の準備情報、勧告、指示を行ったとき。

４　報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

（１）県防災通信システム(地上系・衛星系)
（２）電　話
（３）インターネット
（４）文書等

第４　その他の情報活動

（１）防災関係機関の活動

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、被害の状況を県及びその他の関係機関に対し通報する。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧が完了したときには、直ちに、県災害対策本部(県災害警戒本部)へ通報する。

（２）発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

情報報告・通報系統図

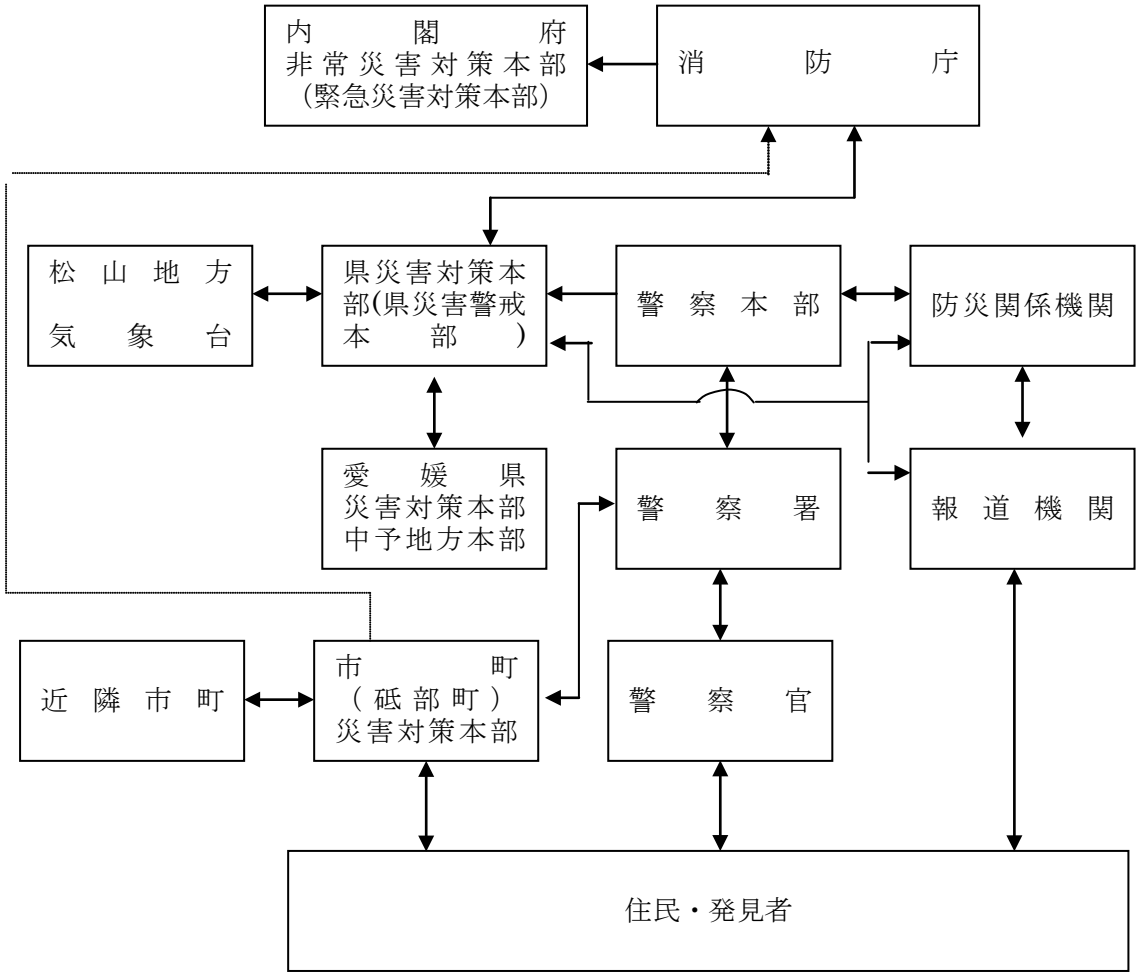

別表

被　害　の　被　害　認　定　基　準

分　類	用　語		被　害　程　度　の　判　定　基　準
人的被害	死　　者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	行　方　不　明　者		当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いがある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、１月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、１月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住　　家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世　　帯		生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿者等を１世帯として取り扱う。
	全壊、全焼又は流失		住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50％以上に達した程度のものとする。 報告については棟数並びに世帯数および人員とする。
	半壊又は半焼		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20％以上、70％未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20％以上50％未満のものとする。
住家の被害	床　上　浸　水		浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度のものをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床　下　浸　水		床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	一　部　破　損		損壊の程度が半壊焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス２～３枚が割れた程度のものを除く。
非住家の被害	非　住　家		住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公　共　建　物		たとえば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	そ　の　他		公共建物以外の倉庫、土壌、車庫等の建物とする。
	非住家被害		全壊又は半壊の被害を受けたもの

分　類	用　語	被　害　程　度　の　判　定　基　準
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠　　水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水のつかったもの
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および町道（道路法第２条第１項に規定する道路。以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流失	町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう１級河川及び２級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車に運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回数線とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水　　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火　　災	地震又は火山噴火の場合のみとすること
	建　　物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの

分　類	用　語	被　害　程　度　の　判　定　基　準
その他の用語の解説	文　教　施　設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港　湾　被　害	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂　防　被　害	砂防法第１条の規定による砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清　掃　施　設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農　産　被　害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林　産　被　害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立ち木、苗木等の被害とする。
	畜　産　被　害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜舎等の被害とする。
	商　工　被　害	建物の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第６節　広報活動

町及び防災関係機関は、相互の連携を密にして住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第１　広報事項

町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

（１）災害対策本部設置に関する事項
（２）災害の概況
（３）避難の準備情報、勧告、指示
（４）避難所の指示
（５）電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
（６）食料及び生活必需品の供給に関する事項
（７）防疫に関する事項
（８）医療救護所の開設状況
（９）被災者等の安否情報
（10）不安解消のための住民に対する呼び掛け
（11）自主防災組織に対する活動実施要請
（12）防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
（13）帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
（14）災害復旧の見込み

第２　広報実施方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。特に、避難行動要支援者に対する広報は、避難行動要支援プランを整備するなど、確実な情報伝達が可能な手段の確保に努める。

（１）同報無線、有線放送等による広報
（２）広報車による広報
（３）報道機関を通じた広報
（４）広報紙の掲示、配布
（５）避難所への広報班の派遣
（６）自主防災組織を通じた連絡
（７）総合案内所、相談所の開設
（８）インターネット(ホームページ)等を活用した情報提供

第３　広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、きわめて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

（１）広報担当者の撮影した災害写真
（２）防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
（３）報道機関等による災害現場の航空写真
（４）災害応急対策活動を取材した写真その他

第４　一般住民に対する広報

広報担当者は、一般住民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすく、とりまとめて知らせる。

１　災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、防災行政無線及び広報車等を利用し、広報活動を実施する。

２　災害発生後の広報

被害の推移、避難準備情報、避難勧告、避難指示、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する等の広報活動を、防災行政無線、広報車等を利用し、迅速かつ的確に行う。

第５　庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送を利用し、一般職員に周知させる。また各課に対し措置すべき事項及び伝達事項を併せて放送する。

第６　報道機関に対する情報発表

町長は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、報道機関に発表する。

（１）災害の種別及び発生日時
（２）被害発生の場所及び発生日時
（３）被害状況
（４）応急対策の状況
（５）住民に対する避難準備情報、避難勧告、指示の状況
（６）一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

報　道　機　関　一　覧

報道機関名	電話	所在地
朝日新聞社松山総局	(089) 941-0155	松山市三番町４丁目9-6
毎日新聞社松山支局	(089) 941-2711	松山市一番町４丁目1-4　2Ｆ
読売新聞社松山支局	(089) 933-4300	松山市一番町４丁目1-6
愛　媛　新　聞　社	(089) 935-2111	松山市大手町１丁目12-1
産経新聞社松山支局	(089) 941-6680	松山市一番町４丁目1-7
日本経済新聞社松山支局	(089) 941-0349	松山市三番町４丁目11-5
株式会社あいテレビ	(089) 921-2121	松山市竹原１丁目5-25　3Ｆ
愛媛朝日テレビ株式会社	(089) 946-4600	松山市和泉北１丁目14-11
ＮＨＫ松山放送局	(089) 921-1111	松山市堀之内5
株式会社テレビ愛媛	(089) 943-1111	松山市真砂町119
南海放送株式会社	(089) 915-3333	松山市道後樋又6-24
株式会社エフエム愛媛	(089) 945-1111	松山市竹原１丁目10-7

第７　広聴活動

風水害等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

第８　通信系統図

本章第４節「通信連絡活動」を参照のこと。

第７節　避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の安全な避難についても十分配慮する。

第１　避難の勧告等

１　実施責任者

避難の勧告等（避難準備情報、避難勧告及び避難指示を総称する）は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要と認められる時は、避難勧告等を行い、必要に応じて松山南警察署長及び消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫するなど、急を要する場合で、町長が避難の勧告等を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知する。

実施責任者	内　　容	根拠法令等
町　長	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。	防災基本計画
	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。	災害対策基本法第 60 条
知　事	災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための勧告及び指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法第 60 条第５項
警察官	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示を行う。	災害対策基本法第 61 条
	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第４条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第 29 条
知事又はその	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる	地すべり等防止

命を受けた吏員	とき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 　この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	法第 25 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第 94 条

２　避難の勧告等の基準

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、状況に応じて避難の勧告等を行う。避難の勧告等については、「避難勧告等の判断伝達マニュアル」に従って行う。

（１）避難準備情報

区　　分	基　準　及　び　方　法
条　　件	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備情報を勧告すべき理由、避難支援を要する避難行動要支援者、避難に際しての携帯品、避難方法。
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、区・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。

（２）　避難勧告

区　　分	基　準　及　び　方　法
条　　件	暴風の来襲、断続的な豪雨により災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。 また、指定河川等の水位が警戒水位を突破し、増水が予想され、洪水等の危険が強まってきたときや、土砂災害警戒情報が発表されるなど、土砂災害の危険が強まってきたとき。
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、区・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達、サイレンを併用する。

（３）避難指示

区　　分	基　準　及　び　方　法
条　　件	暴風、豪雨、洪水、その他災害発生となる事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったとき。 また、突然、災害発生の諸現象が現われたときは、避難勧告等の処置を経ず、直ちに避難指示の処置を行う。
伝達内容	指示者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、区・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達、サイレンを併用する。

３　避難の準備情報、勧告又は指示の内容

避難の準備情報の提供、勧告又は指示は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

（１）要避難対象地域
（２）避難先
（３）避難理由
（４）避難経路
（５）避難時の服装、携行品
（６）避難行動における注意事項

４　伝達系統

避難の情報、勧告及び指示は、次の要領により伝達する。

（１）伝達系統

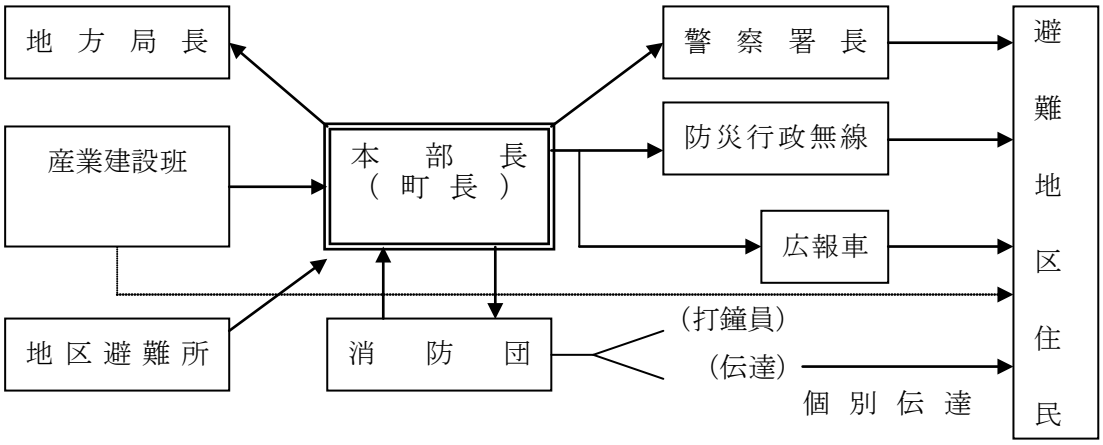

（２）伝達方法

避難の情報、勧告・指示及び解除は、防災行政無線、広報車、消防車等により伝達するとともに、報道機関への協力要請を行うなど、関係区域内のすべての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団等により関係区域に戸別に伝達を行う。

第２　警戒区域の設定

１　警戒区域設定の権限

災害時に、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、地域住民の当該区域への立ち入りの制限を行い、当該住民の生命又は身体に対する危険の防止を図る。

警戒区域設定の実施責任者及び基準は、次のとおりとする。

警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内　　容　（要件）	根　　拠
町　　長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	町長もしくはその委任を受けて、町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼした又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態があるとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた自衛官	災害全般	町長もしくはその委任を受けて町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条第３項
知　　事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第73条
消防職員 消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	洪　　水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条

第３　避難誘導の実施

１　避難の流れ

災害発生後、住民自らが避難する場合、又は町職員、警察官、消防団員等が住民を避難誘導する場合は、次の流れによる。

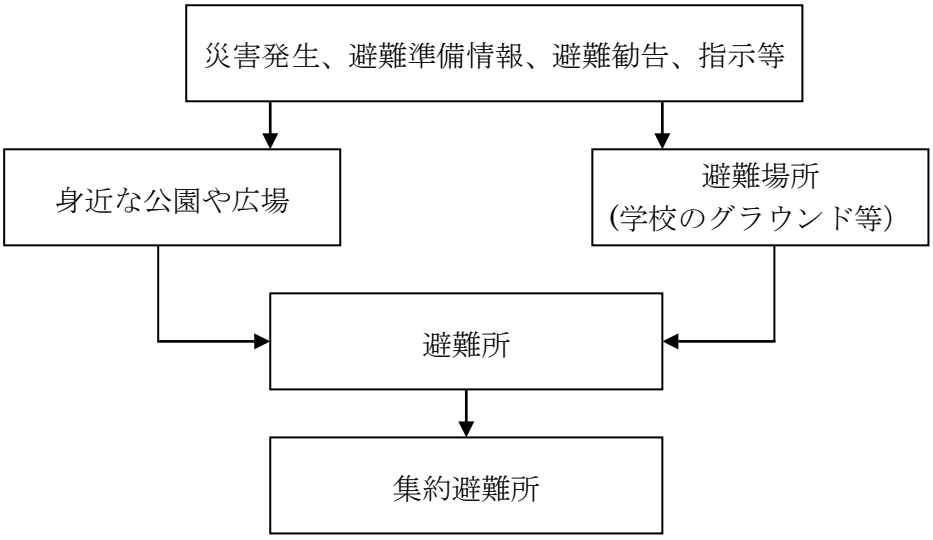

（１）避難場所への避難（住民の自主的避難）

災害発生直後においては、住民の自主的判断で避難が必要な状況が発生する場合又は火災延焼や土砂災害等の危険が迫り、町から避難準備情報、避難勧告及び指示が発令された場合、住民は、身近な公園や広場又は避難場所に避難する。

避難場所に集合した住民は、自主防災組織等を中心に組織化し、周辺の状況に注意する。

この段階で、火災等の危険が無く自宅の被害を免れ又は被害軽微な住民は、各自の自宅に帰宅する。

（２）避難所への避難

避難場所で組織化した後､地域の危険が去っていない場合又は避難準備情報､避難勧告及び指示が出された場合、住民は、一団となってあらかじめ定められた避難所へ避難する。

また、避難所の安全性が確保された場合、倒壊や焼失等により自宅に帰宅できない被災者を避難所へ収容する。

（３）集約避難所への集約

避難所生活が長期化し、避難所によっては避難者が少数となるなど、避難所の本来の機能が回復できる見込みとなった場合、集約避難所を設置し、当該避難者は指定された集約避難所へ移動する。

２　避難の誘導

（１）避難誘導を行う者

町職員、消防署職員及び消防団員は、警察官、自主防災組織等と協力して住民等の避難誘導を行うが、できるだけ地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、極力安全と統制を図る。

（２）避難誘導の順位

避難の順序は、高齢者、障がい者等避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先する。

（３）避難行動要支援者の避難誘導

介護福祉班は、災害時に支援を必要とする高齢者や障害者、日本語を解さない外国人等の避難行動要支援者が確実に避難できるよう、次の対策を講じる。

ア　避難行動要支援者についてあらかじめホームヘルパー、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、その実態を把握し、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者のリストを作成するなど避難行動要支援者支援プランを作成して避難誘導に活用する。

イ　寝たきり等施設での生活が必要な人は、老人福祉施設での対応を要請する。

ウ　日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。また、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

エ　その他、住民は、地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

３　誘導時の留意事項

（１）誘導経路は、出来る限り危険な橋、堤防その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。

（２）危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

（３）浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

（４）誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

（５）町長が発令する避難指示に従わず要避難地にとどまるものに対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するか、避難の指示に従うよう出来る限り説得に努める。

４　避難道路の確保

避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

５　移送の方法

（１）小規模の搬送

避難者が自力で立退くことが不可能な場合は、車両等により移送する。

（２）大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、町において対応できないときは、近隣市町の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、地方局を経由して県に要請する。

６　携帯品の制限移送の方法

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とする。

第４　避難所の開設

１　避難所の開設

避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設に努める。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

２　避難生活及び設置場所

（１）避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で居住する場所を確保できない者とする。

（２）設置場所

平常時において、避難場所と避難所を区分の上、あらかじめ指定しておくとともに、地域住民に対する周知を図る。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

ア　山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

イ　避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

（ア）学校、体育館、公民館等の公共建築物

（イ）あらかじめ協定した民間の建築物

（ウ）広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ　避難行動要支援者については、その状況に応じて収容するための社会福祉施設等を確保するほか、旅館やホテル等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

エ　状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

避難所等一覧表　資料６－１

３　設置期間

町長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

４　避難所の運営

（１）自主防災組織及び避難所の学校等施設等の管理者の協力を得て避難所を運営する。

（２）避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

（３）避難所の運営にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

（４）自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

（５）避難行動要支援者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な避難行動要支援者の社会福祉施設等への移送に努める。

（６）避難所における生活環境に注意を払い、プライバシーの確保や男女のニーズの違いに十分配慮するよう努める。

（７）避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等による、避難所の早期解消に努める。

（８）保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢動脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和等について配慮する。

（９）避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等の実施に努める。

（10）避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、緊急物資の確保計画により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

５　職員等の配置と役割

（１）職員等の配置

町が設定した避難所（避難場所及び避難所）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

（２）職員の役割

避難所に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア　被災者の収容

イ　被災者に対する食料、飲料水の配給

ウ　被災者に対する生活必需品の供給

エ　負傷者に対する医療救護

オ　火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達

カ　避難した者の掌握

キ　状況に応じ、避難した者への帰宅の指示・保護者への引き渡し、又は避難所への収容

（３）避難所の所有者又は管理者

町が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

第５　避難状況の報告

町災害対策本部は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県災害対策本部又は災害警戒本部（地方本部又は支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

（１）避難所開設の日時及び場所

（２）箇所数及び収容人員（避難所ごと）

（３）開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

第６　避難地区の警戒警備

避難指示指令者は、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

第８節　緊急輸送活動

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

第１　緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、

（１）人命の安全

（２）被害の拡大防止

（３）災害応急対策の円滑な実施

に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第１段階（被災直後）	第2段階（被災後1～6日程度）	第3段階（被災後7日程度以降）
• 救命に緊急を要する傷病者 • 応急救助に要する医療従事者、医薬品等	• （第１段階の続行） • 食料、飲料水等緊急物資の輸送 • 被災者の救出搬送	• （第１・２段階の続行） • 災害復旧に要する人員・資機材 • 生活必需物資輸送

• 災害拡大防止に要する人員・資機材 • ライフライン復旧に要する人員・資機材	• 応急復旧に要する人員・資機材	

第２　緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

１　車両による輸送

（１）輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、次の緊急輸送路線を確保する。

緊　急　輸　送　路　線

路　線　名		緊急輸送路線確保区間
国　道	一般国道33号・379号	町内全線
県　道	伊予川内線	町内全線

（２）車両の確保

ア　町が、その所轄事務遂行上必要とする車両は、町保有車両を災害対策本部事務局長が運用を調整し配分する。

イ　町保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。

（ア）民間業者への依頼

町内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

（イ）県への要請

町内で調達が不可能な場合は、県に対しての調達の要請を行う。

町有車両一覧表　　資料11－１

運送業者及び車両一覧表　資料11－２

２　ヘリコプターによる輸送

（１）輸送の要請

災害の状況により空中輸送を必要とする場合は、県に対し、災害状況に基づき派遣の要請をする。

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定　資料14－１

（２）物資等の投下場所及びヘリポートの整備

ア　物資等の投下場所は、陶街道ゆとり公園グラウンド及びひろた町民グラウンドとする。

イ　ヘリポートの整備

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等迅速な災害救助を図るための拠点ヘリポートは、ヘリコプター発着場一覧表　資料11－３のとおりとする。また、孤立が予想される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

３　協力機関

愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、愛媛県トラック協会は、災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗合・乗用自動車や貨物自動車及び車両等の供給に協力する。

第３　応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町に対し調達、斡旋を要請する。

（１）輸送区間及び借り上げ期間
（２）輸送人員又は輸送量
（３）車両等の種類及び台数
（４）集結場所及び日時

第９節　交通応急対策

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて交通規制を実施するなど、交通の確保に努める。

第１　交通の確保対策

１　災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づき、区域又は道路の区間に係る通行禁止等（以下「通行禁止区域等」という。）が行われたときは、通行禁止区域等にある一般車両の運転者は、次の措置をとる。

（１）速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア　道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路区間以外の場所

イ　区域に係る通行禁止等が行われたときは、道路外の場所

（２）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

（３）通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の措置命令に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を命ずることができないときは、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

２　情報の収集

道路の被害状況や通行可能な道路の交通状況を迅速に把握するため、関係機関の協力を得て情報共有に努める。

３　交通確保の基本方針

（１）公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

（２）道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の回復に努める。

また、道路の破損、欠壊、その他の事由により二次災害の発生防止や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

この際、道路管理者は公安委員会等と緊密な連携のもと交通規制の適切な運用を図る。

第２　交通規制の実施

１　交通規制措置

災害発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、県警察及び道路管理者は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

２　実施機関

（１）道路管理者

ア　道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。

イ　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

（２）公安委員会、警察本部、各警察署

ア　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき。

イ　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。

ウ　道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがあるとき。

３　緊急輸送路確保のための交通規制

（１）緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

（２）交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内にある者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

（３）路上放置車両等に対する措置

ア　県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置命令等を行う。

イ　自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警

察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

ウ　消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

４　実施責任者

区　　分	実施責任者	対　　象	事　　由
道路管理者	四国地方整備局長	一般国道	１　道路の破損、欠損、その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。 ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。（道路法第46条）
	県知事	県管理の一般国道及び県道	
	町　　長	町道、農道、林道	
警察機関	公安委員会	必要な全道路	県内又は隣接県に災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めたとき。（災害対策基本法第76条）
		下記警察署長の行うもの以外のもの	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。（道路交通法第４条及び第５条）
	警察署長	交通の禁止又は制限をすべき区間が２以上の警察署長の管轄に渡らず、かつその期間が１か月を超えないもの	
	警察官	必要な全道路	道路の損壊、火災その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合（道路交通法第６条）

第３　道路交通確保の措置

１　道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

２　道路施設の復旧

道路管理者は、㈳愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行う。

３　交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

４　障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

第４　緊急通行車両の確認等

１　緊急通行車両の標章及び証明書の交付

（１）車両の使用者は、知事又は公安委員会に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

（２）知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第６条に規定する標章及び証明書を交付する。

２　緊急通行車両の確認事務

災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対し行うものは危機管理課、公安委員会に対し行うものは警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。

第10節　消防活動

火災、洪水等の災害発生時には、災害の拡大により極めて大きな被害が予想されるため、住民、自主防災組織、事業所、県等と連携し人命救助、水防活動及び初期消火を実施する。また、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

第１　消防活動の実施方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、町は、消防署及び消防団の全機能をあげて、次の方針により消防活動を行う。

１　出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

２　人命救助の最優先

消防署及び消防団は、町消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

第２　消防機関の活動

１　消防署の活動

消防署長は、消防吏員及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

（１）火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア　延焼火災の状況

イ　自主防災組織の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の使用可能状況

オ　要救助者の状況

カ　医療機関の被災状況

（２）消防活動の留意事項

次の事項に留意して消防活動を行う。

ア　同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

イ　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はその恐れがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

ウ　同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

エ　救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

オ　延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

カ　住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表　　資料３－１

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表　資料３－２

２　消防団の活動

（１）組織及び消防力

消防団は、砥部地区10分団、広田地区４分団の14分団をもって組織する。

消防団車両・資機材一覧表　資料３－４

（２）消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として砥部消防署長及び砥部消防署広田出張所長の指揮下に入り消防活動を行う。ただし、消防署の出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア　消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ　避難誘導

避難準備情報、避難勧告、避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ　救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

３　事業所の活動

（１）火災予防措置

火気の取り扱い及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認、及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

（２）火災が発生した場合の措置

ア　自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ　必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

（３）災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大する恐れのあるときは、次の措置を講じる。

ア　周辺地域の居住者等に対し、避難等必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ　警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ　立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

危険物施設一覧表　資料13－１

４　自主防災組織の活動

（１）火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

（２）初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

（３）消防隊への協力

消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

５　住民の活動

（１）火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

（２）初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

第３　消防活動の応援要請

１　県内の消防応援協定

町が消防活動のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

協定名及び協定先の市町機関の名称	業務の種類	締結年月日	締結方法	応援要請手続
愛媛県消防広域相互応援協定〔愛媛県内市町等〕	消防、救助、救急、その他の応援	平成18年３月１日	文書	無線又は電話等による
中予地区広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成２年８月１日	文書	口頭、電話又は電信による
伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成17年11月１日	文書	口頭、電話又は電信による

愛媛県消防広域相互応援協定書　　資料３－７

中予地区広域消防相互応援協定書　資料３－６

伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書　資料３－５

火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

（１）近隣市町間の消防相互応援協定に基づくもの

被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難であると予想される場合は、近隣市町等の消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

（２）東予、中予、南予の広域消防相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、各地域の広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

（３）愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

２　他県への応援要請

大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第44条）を求めた場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果を直ちに町長に連絡する。

（１）応援要請の手続き

町長は、他の消防機関に対し応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

ア　火災の状況及び応援要請の理由

イ　応援消防隊の派遣を必要とする期間

ウ　応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材

エ　進入経路及び結集場所

（２）応援隊の受け入れ体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、町は、連絡班を設け、受け入れ体制を整えておく。

ア　応援消防隊の誘導方法

イ　応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

ウ　応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

３　愛媛県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定　資料14－１

第11節　水防活動

洪水による災害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

第１　水防活動

災害による洪水に対する水防活動は、次のとおりとする。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画書に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

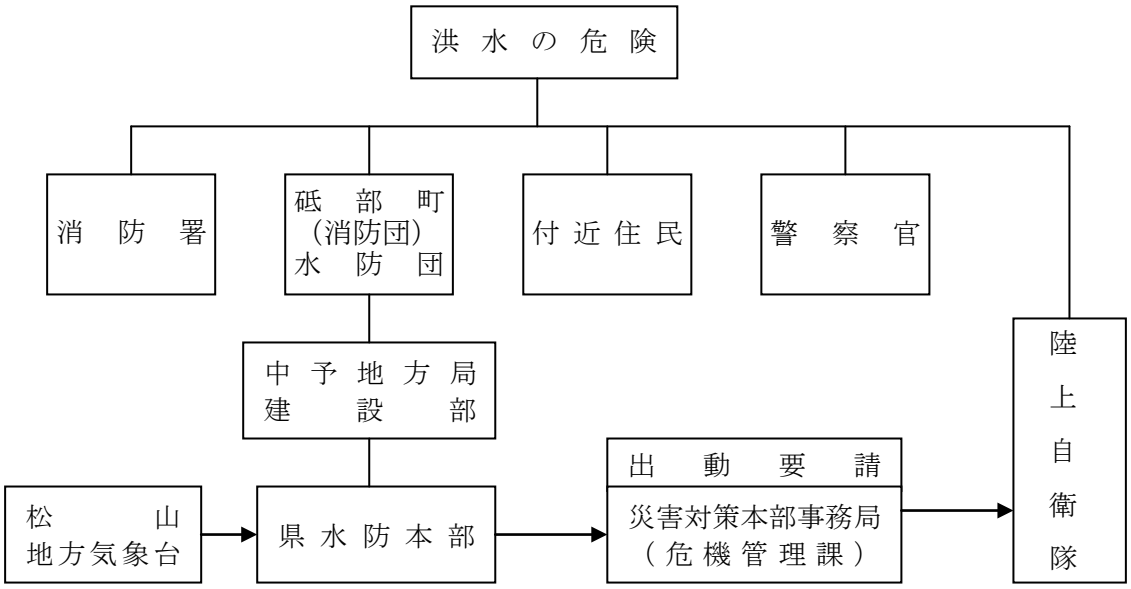

１　町及び水防管理団体の活動

（１）水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、必要な資機材を備えつけるよう努める。
　　水防資機材保有状況一覧表　資料３－９

（２）一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努める。

ア　待　　機：水防団の足留を行う体制

イ　出動準備：水防資機材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制

ウ　出　　動：水防団が出動する体制

エ　解　　除：水防活動終了

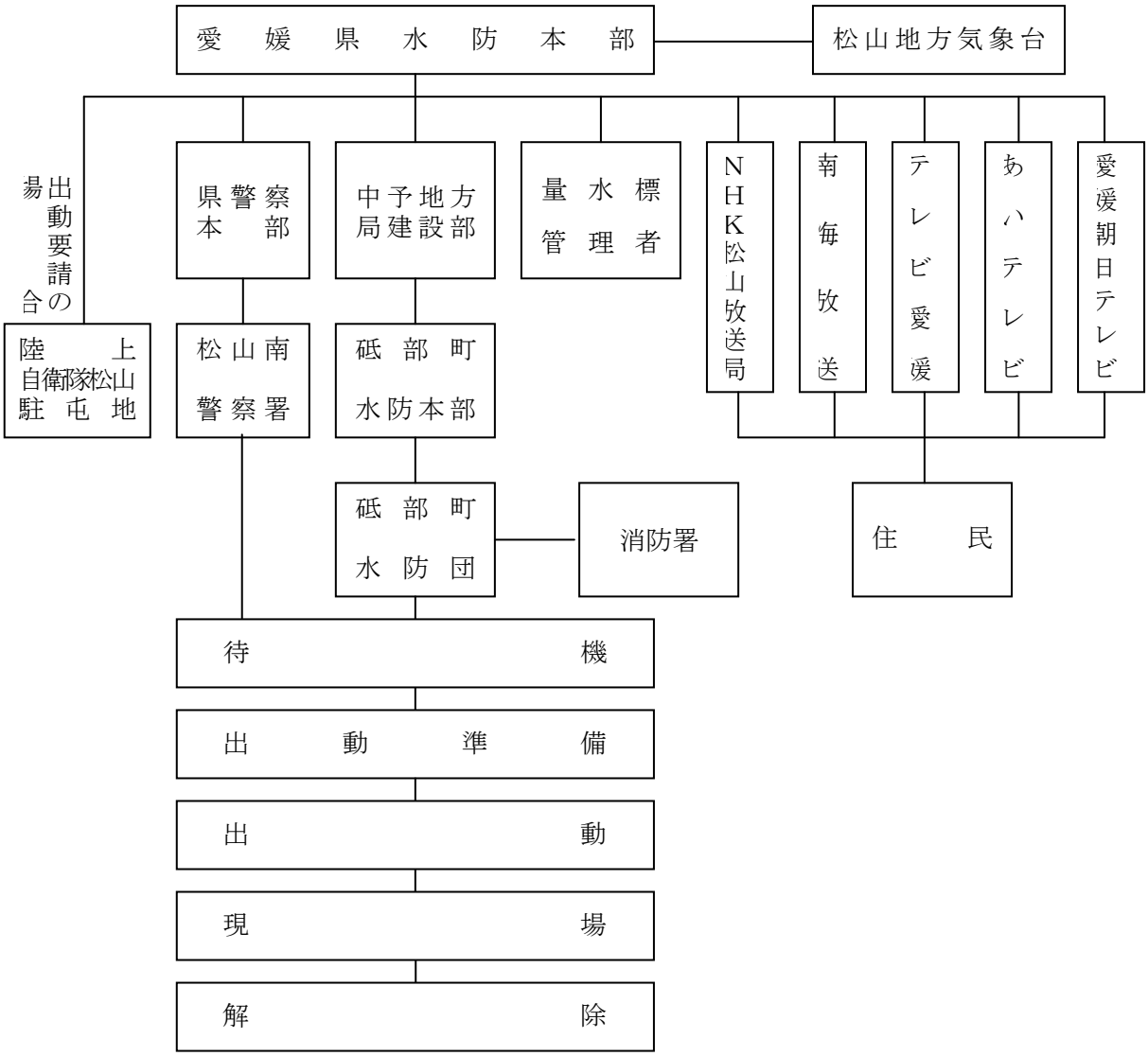

（３）県から水防に関する通報を受けたときは、町水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに県に通知する。

ア　水防団（消防団）が水防のために出動したとき

イ　堤防等に異常を発見したとき

ウ　水防作業を開始したとき

エ　応援を求める場合

オ　避難準備情報、避難勧告・指示を行ったとき

カ　水防本部を設置したとき

（４）洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難のため立退きを指示することができる。

なお、立退きの指示を行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

（５）水防団長又は消防機関の長の協力を得て、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

（６）河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

２　水防団(消防団)の出動

次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

（１）出動準備

町長は、次の場合、管内水防団（消防団）に出動準備をさせる。

ア　河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇の恐れがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。

イ　豪雨等により破堤、漏水、崖崩れ等の恐れがあり、出動の必要が予想されるとき。

ウ　気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水の危険が予想されるとき。

（２）出　動

次の場合、水防団（消防団）を出動させる。

ア　河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。

イ　堤防の決壊、漏水、崖崩れ等の恐れが生じたとき。

ウ　洪水の危険が生じたとき。

３　監視及び警戒

（１）常時監視

関係河川等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、地方局建設部へ通知する。

（２）非常警戒

水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異常を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに県に報告するとともに水防作業を開始する。

第２　水防活動の応援要請

１　地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

２　警察官の応援

水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

３　隣接水防管理団体への応援要請

水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定に基づき、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を要請する。

４　自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事を通じ、自衛隊に災害派遣要請を行う。

第３　水門等の操作及び通報

（１）水門、えん堤、差戸等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。

（２）水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異常を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

（３）水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第12節　人命救助活動

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、可能な限り速やかに行う。

第１　人命救助活動の実施方針

（１）救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
（２）県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。
（３）県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
（４）町は、町の区内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
（５）自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

第２　町の活動

（１）職員を動員し負傷者等を救出する。
（２）町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
　ア　応援を必要とする理由
　イ　応援を必要とする人員、資機材等
　ウ　応援を必要とする場所
　エ　応援を必要とする期間
　オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項
（３）町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。
　愛媛県消防広域相互応援協定書　資料３－７
（４）町長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

第３　消防機関の活動

消防署及び消防団は、災害時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、住民の協力を確保するとともに、医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

また、市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

第４　自主防災組織の活動

（１）救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

（２）避難の実施

町長、警察官等から避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア　避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

（ア）市街地……火災、落下物、危険物

（イ）山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり

イ　避難にあたっては、必要最低限の物のみ携帯する。

ウ　避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

（３）給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第５　事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

（１）組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

（２）救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

（３）事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

（４）自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。

（５）救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受ける。

第６　自衛隊の活動

県の要請に基づき、救出活動を実施する。

第13節　緊急物資の確保・供給

大規模な災害に対処するため、町及び関係機関は、被災者の生活を保護するための食料や飲料水等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

また、被災者のニーズに応じた生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

第１　食料の供給

１　食料供給の実施

（１）実施体制

災害時における食料の応急供給の実施は、町の備蓄食料を供給する。また、災害救助法が適用されたときは、町長は知事の委任に基づき、応急供給の実施を行う。

（２）供給の対象者

食料の供給は、次の場合に実施する。

ア　炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合

イ　災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ　災害地において救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

（３）供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及びめん類とする。

（４）供給数量

供給数量は、１人あたりの基本供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

ア　（２）のアの場合　　１食あたり精米換算　200ｇ

乳児１日あたりの粉乳　150ｇ（１回30ｇで５回分）

幼児１日あたりの粉乳　90ｇ　（１回45ｇで２回分）

イ　（２）のイの場合　　１日あたり精米　　400ｇ

ウ　（２）のウの場合　　１食あたり精米換算　300ｇ

（５）供給の方法

ア　主食（米穀、生パン、乾パン）

災害対策本部に受配責任者を定め、県災害救助法施行細則の配給数量の基準に従って卸売及び小売業者から調達し、配給する。

その他の主食及び副食物については、主食の例に準じて行う。

イ　避難所への配給

各避難所の責任者を通じて避難者に配給する。

（６）炊き出しの方法

ア　炊き出しの必要があるときは、自治会、自主防災組織等の応援を求めて既存の給食施設を利用して行う。

イ　炊き出しの現場には、責任者を配置する。責任者は、その実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録する。

ウ　献立は、栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は握り飯と漬物、缶詰の副食等を配給する。

エ　町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給する。

炊出可能施設一覧表　資料10－７

（７）費用の限度額及び期間

支出できる費用及び期間は、県災害救助法施行細則に準じて行う。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表　資料12－１

（８）町備蓄緊急援助物資の供給方法

本部長は、供給する食料のうち、町が備蓄している緊急援助物資を優先して供給する。

（９）記録等

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分）を県に報告するとともに、次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア　炊き出し受給者名簿

イ　食料品現品給与簿

ウ　炊き出し、その他による食品給与物品受払簿

エ　炊き出し用物品借用簿

オ　炊き出しの協力者、奉仕者名簿

２　住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

３　食料の調達

町備蓄食料の放出及び町関係業者からの調達

炊き出し等の給食を実施する必要がある場合には、まず、町保有の備蓄食料を放出して対応するとともに、販売業者に食料の供給を要請する。

米穀販売所又は副食物調達業者一覧表　資料10－２

パン製造業者一覧表　資料10－３

みそ・醤油製造卸売業者一覧表　資料10－４

氷販売業者一覧表　資料10－５

こんにゃく製造卸業者　資料10－６

４　県備蓄緊急援護物資の活用

本部長は、災害時において町が保有する備蓄物資のみで不足すると判断した場合は、県災害対策本部中予地方本部長に県が保有する備蓄物資の供給を要請する。

５　応急食料の緊急引渡しの取り扱い

災害の程度が甚だしく広範囲で災害地が交通途絶によって相当期間孤立した場合における取り扱いは、次のとおりとする。

（１）災害時における応急食料の引き渡しの円滑を期するため、県と農政事務所が締結している協定（災害救助用米穀に関する緊急引渡し）に基づき引渡しを受ける。

（２）緊急引渡し

災害により交通通信が途絶したため応急配給について県の指示を受けられない場合には、本部長が応急配給を実施する。

６　流通在庫の把握等

町長は、食料の応急供給が円滑に行えるよう、町内の関係業者と災害救助用の副食物の調達に関して、事前に協定を締結しておくほか、流通在庫の把握や確認を普段から行っておく。

７　燃料の確保

町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又は斡旋を行う。

また、これら器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して、県に調達の斡旋を要請する。

第２　飲料水の供給

１　飲料水供給の実施

（１）実施体制

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき町長が行う。

（２）給水体制の確立、資機材の調達

町は災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備点検に努めるとともに、町内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

（３）給水の方法

飲料水は、保健所等の指示に基づき、次の方法により供給し、又は確保する。

ア　応急取水施設による給水

（ア）水道施設が損壊し、又は飲料水が汚染した場合は、供給人員、範囲等を考慮の上、応急取水施設より飲料に適する地下水を取水した後、消毒を行う。

（イ）消毒した水は、給水車又は容器により搬送し給水する。

イ　給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し給水する。

（４）給水量

被災者に対する１人１日あたりの給水量は20ﾘｯﾄﾙ程度とする。

（５）給水期間

給水期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害対策本部長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

（６）補給水利の種別、所在、水量等

配水池・水道施設の現況　資料８－１のとおりとする。

（７）搬送用給水機関（容器を含む）の種別、能力及び保有数

給水用資機材の現況　資料８－２のとおりとする。

（８）給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先に給水を行うように配慮する。

（９）町備蓄緊急援助物資の供給方法

本部長は、供給する飲料水のうち、町が備蓄している緊急援助物資を優先して供給する。

(10) 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておかなければならない。

ア　飲料水供給記録簿

イ　給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

ウ　給水用機械器具修繕簿

２　住民及び自主防災組織の活動

（１）住民における貯水

ア　貯水すべき飲料水の量は、１人１日３ﾘｯﾄﾙを基準とし、世帯人数の３日分を目標とする。

イ　貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ　貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

（２）自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア　応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ　応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

３　水道施設の応急復旧

（１）被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

（２）施設の応急復旧

ア　応急復旧工事は、指定水道業者を要請し、災害後直ちに復旧する。

イ　災害の規模によっては、近隣市町に応援を要請するとともに、町長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

（３）応急復旧順位

ア　取水、導水、浄水施設

イ　送配水施設

ウ　給水装置

（４）配水管路の応急復旧

ア　被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ　応急復旧順位として、次のように行う。

（ア）配水場及び給水拠点までの配水管

（イ）医療機関等の緊急利水施設への配管

（ウ）その他の配管

水道工事業者一覧表　資料８－３

４　県備蓄緊急援助物資の活用

町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達、斡旋を要請する。

（１）給水を必要とする人員

（２）給水を必要とする期間及び給水量

（３）給水する場所

（４）給水車両だけ借り上げの場合は、その必要台数

第３　生活必需品等の供給

１　生活必需品等供給の実施

（１）実施体制

被災者に対する衣料、生活必需品等の調達及び供給は町長が行う。

ただし、災害救助法が適用になったときは、知事が行うが、知事の委任に基づき町長が行う。

（２）実施対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、埋没、半壊（焼）及び床上浸水し、生活上必要な家財等を喪失し、被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

（３）給与又は貸与の方法

ア　物資の購入及び配分計画

（ア）衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ町内又は近隣市町の業者から購入する。この場合はなるべく同一規格、同一価格のものを一括購

入するよう努める。

（イ）町長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け、又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

（４）支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

ア　寝具、被服（肌着を含む。）、身の回り品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

（５）物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。また、調達が困難な物資については、企業や民間団体との応援協定等により調達に努める。

（６）救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

施　設　名	所　在　地	電　話
砥部町中央公民館	砥部町宮内1369番地	９６２－４８２２

（７）物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

ア　物資の給与又は貸与の支給責任者は、町長とする。

イ　支給責任者は、消防団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

（８）給与又は貸与の限度

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

（９）町備蓄緊急援護物資の供給方法

本部長は、町が備蓄している緊急援護物資を優先して供給する。

緊急援護備蓄物資一覧表　資料10－１

(10) 給与又は貸与の記録

給与物資はその受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。送付書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

ア　物資購入（配分）計画表

イ　物資受払簿

ウ　物資給与及び受領簿

エ　物資購入関係支払証拠書類

オ　備蓄物資払出証拠書類

２　住民及び自主防災組織の活動

（１）食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、町に供給を要請する。

（２）自主防災組織は、町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。

第14節　医療救護活動

町、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び国立病院等は、緊密な連携により災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

第１　医療救護活動の実施方針

（１）医療救護活動の実施にあたっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
（２）被災者のメンタルヘルスを考慮した医療活動を行う。
（３）県、市町、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び国立病院等は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携により災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。
（４）町内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
（５）災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

第２　医療救護の実施

１　実施体制

災害時の医療は町長が行う。災害救助法が適用された場合は、知事が行う。

２　医療救護の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者を対象とする。特に、要配慮者の発見に努める。

３　救護班の編成

災害時において、町長は医療救護班を設置するが、必要に応じて県医師会に救護班の編成及び派遣を申請する。

（１）町医療救護班

災害対策本部を設置したとき、必要に応じて町職員等による医療救護班を編成する。なお、１班の編成は、次のとおりとする。

ア　医師１人又は２人、保健師２人、事務員２人、連絡要員若干名

（２）県医師会に対する派遣要請

原則として中予保健所を通じ、県災害対策本部に要請する。

４　救護所

（１）救護所の設置

次の場所に設置する。

ア　避難所

イ　被災地の中心点

ウ　その他町長が指定する場所

（２）医薬品、医療資機材等の備蓄

必要な量を備蓄しておく。

ア　医薬品　　かぜ薬、胃腸薬等の常備薬

イ　医療資機材　簡単な手術が可能なベッド、患者用毛布、担架、仮設テント、応急ベッド、発電機、応急トイレ等

５　医療救護班の活動

（１）傷病者の傷病の程度判定

（２）重症者の応急手当及び中等症者に対する処置

（３）後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（４）転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

（５）助産活動

（６）死体の検案

（７）医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

第３　後方医療体制の整備

１　後方医療機関の確保

救護所で対処できない重傷者及び中等症者を収容する病院等を確保する。

２　業務

（１）重傷者及び中等症者の収容と処置

（２）助産活動

（３）死体の検案

（４）医療活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告等

３　支援後方医療機関の確保

管内の病院で対処できない場合、隣接市町の病院等、救命救急センターを活用する。

第４　医薬品等の確保

医薬品等の供給・調達については、必要に応じて県が備蓄している緊急援護物資について支援を要請するほか、愛媛県医薬品卸業協会等から調達又は斡旋を依頼する。

なお、医療機関等における災害時の医療資機材等が不足する場合は、愛媛県医師会、愛媛県医薬品卸業協会等に供給依頼して対応する。

第５　負傷者等の搬送

救護班による救護ができない者又は救護が適当でない者については、収容医療機関へ搬送を行う。

搬送は、救急車、町所有車等により行うが、状況により、警察署、自衛隊等に協力を要請する。

第６　関係機関等への支援要請

１　愛媛県医師会・愛媛県歯科医師会に対する支援要請

町の被災が著しく、町の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合には、「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、県を通じて県医師会及び県歯科医師会に対して派遣要請をし、医療救護活動体制を確保する。その際、次の事項を示して要請する。

（１）派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
（２）必要な救護班数
（３）医療救護活動を必要とする期間
（４）救護班の派遣場所
（５）その他必要事項

２　日本赤十字社県支部に対する派遣要請

県災害対策本部を通じて要請する。

３　隣接市町への派遣要請

原則として中予保健所を通じて、県災害対策本部に要請する。

第７　病院診療所等一覧

病院・診療所等一覧表　資料７－１

第15節　住宅応急対策

災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった避難者の避難所生活を早期に解消するとともに、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

第１　住宅応急対策の実施

１　実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資金では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、斡旋及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用になった場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行い、住宅の応急修理は、知事の委任に基づき町長が行う。

２　応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の町営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給する。

３　建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

４　建築資機材及び建築業者等の調達、斡旋要請

（１）町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県に斡旋又は調達を要請する。

（２）斡旋・調達用紙に示す事項

ア　応急仮設住宅の場合

（ア）戸数（全焼、全壊、流出）

（イ）設置を必要とする住宅の戸数

（ウ）調達を必要とする資機材の品名及び数量

（エ）派遣を必要とする建築業者数

（オ）連絡責任者

（カ）その他参考となる事項

イ　住宅応急修理の場合

（ア）被害戸数（半焼、半壊）

（イ）修理を必要とする住宅の戸数

（ウ）修理を必要とする資機材の品目及び数量

（エ）派遣を必要とする建築業者数

（オ）連絡責任者

（カ）その他参考となる事項

（３）住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

（４）応急仮設住宅の建設及び応急修理は、町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

第２　公営住宅等の一時供給

１　公営住宅入居対象者

次の基準を満たす者を入居対象者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

（１）災害のため住家が全壊、全焼又は流出した世帯

（２）居住する仮住家がない世帯

（３）自己の資力では、住宅を建設することができない世帯

２　供給する公営住宅等の確保

（１）既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。

（２）町内の公的住宅等で確保できない場合は、県に既設の県営住宅等の斡旋を要請する。

第３　応急仮設住宅の供給

１　応急仮設住宅入居基準

応急仮設住宅の設置基準は、次の世帯とする。また、収容にあたっては、要配慮者の優先的入居に努める。

（１）災害のため住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。

（２）居住する仮住家がない世帯であること。

（３）自己の資力では、住宅を建設することができない世帯であること。

２　設置の程度・方法及び期間

設置の程度・方法及び期間は、県災害救助法施行細則（「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」　資料12－１）に準じて行う。

（１）供与の期間

応急仮設住宅として供与する期間は、工事が完成した日から建築基準法第85条第３項に規定する期間内（最高２年以内）

（２）規格

１戸あたり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。

３　応急仮設住宅の管理

住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退去手続き・維持管理を行う。各応急住宅ごとに入居者名簿を作成し、入居者調査、巡回相談等により、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

４　記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておかなければならない。

（１）応急仮設住宅入居者台帳
（２）応急仮設住宅用敷地貸借契約書
（３）応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様等
（４）応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第４　被災住宅の応急修理

１　応急修理箇所及び対象者

居室、炊事場、便所等生活上欠くことができない部分のみを対象として修理し、対象者は次の世帯とする。

（１）住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。
（２）自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。

第５　住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

（１）　除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
（２）　除去に必要な人員
（３）　除去に必要な期間
（４）　除去に必要な機械器具の品目別数量
（５）　除去した障害物の集積場所の有無

第６　経費の負担

応急仮設住宅設置及び被災住宅の応急修理のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則（「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」、資料12－１）に定める限度額内において県の負担となる。

第16節　避難行動要支援者への援助

町及び県は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者一人一人の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

第１　避難行動要支援者対策の実施方針

１　避難行動要支援者の避難誘導

町は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人一人の避難支援プランに基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

２　避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。

なお、避難所へ移動した避難行動要支援者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

（１）　避難所への移動
（２）　病院への移送
（３）　施設等への緊急入所

３　応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への収容にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

４　在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された避難行動要支援者や、やむを得ず避難所に滞在することができない避難行動要支援者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災障がい者に対する援助を適宜提供する。

（１）　災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
（２）　り災障害者の更生相談

５　応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第17節　孤立地区に対する援助活動

災害が発生し孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況を把握して、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

第１　孤立支援対策の実施

町は、孤立地区に対し次の措置を行う。

（１）孤立地区の把握

（２）消防団員による使走や防災行政無線等による外部との通信手段の確保

（３）孤立時における緊急救出手段の確保（ヘリコプター、バイク等）

（４）孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討

（５）住民不在地域における防犯パトロール

（６）緊急支援物資の確保・搬送

第２　関係機関への応援要請

孤立地区対策の応援が特に必要であるときは、次の措置について応援要請を行う。

（１）防災ヘリコプター等による情報収集、救出、物資輸送

（２）自衛隊、県警本部等への航空偵察の要請

（３）緊急支援物資の確保・斡旋

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定　資料14－１

第18節　死体の捜索、収容及び埋葬

町及び関係機関は、死体の捜索、処理、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

第１　死体の捜索、収容及び埋葬

１　実施体制

（１）死体の捜索、収容及び埋葬は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき町長が行う。

（２）警察は、死体の見分、検視を行う。

２　行方不明者の捜索及び死体の捜索

（１）行方不明者

ア　行方不明者の届け出の受理は、戸籍税務班において取り扱う。届け出があった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し記録する。

イ　届け出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で地方局を通じ県に通知する。

ただし、状況により書面で通報することが困難な場合は、防災行政無線等で連絡する。

ウ　捜索は、消防班が警察と協力し、捜索班を編成し実施する。また、被災の状況により消防団及び自主防災組織等に協力を要請し、地域住民の応援を得て実施する。

エ　本部長は、必要に応じ臨時に現地捜索班を編成し、連絡所を設け、効果的な捜索活動を実施する。

（２）死体

ア　死体の捜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等により、既に死亡していると推定されるものについて行う。

イ　捜索活動は、災害対策本部及び警察が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、可能な限りの手段・方法により早期収容に努める。

ウ　死体、行方不明者の捜索中死体を発見した時は、戸籍税務班、生活環境班及び警察に連絡するとともに身元確認を行う。

３　死体の検案

（１）実施

死体の検案は、医師会等の協力を得て、死因その他について医学的検査を行う。

（２）措置

死体の検案は、死亡診断書のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行うとともに検案書を作成する。また、検案後の死体は、町が指定する死体収容（安置）所に輸送する。

４　死体の収容安置

（１）身元の確認

警察、地域住民の協力を得て死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

（２）死体収容（安置）所の開設

生活環境班は、寺院、公共建物、死体収容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設する。開設にあたっては、納棺用品等必要材料を確保するとともに、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して開設する。

５　埋・火葬

遺体について、遺族等の引き取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として埋葬・火葬を行う。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表　資料９－１

６　記録

死体捜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

（１）死体捜索記録簿

（２）死体処理台帳

（３）埋葬台帳

（４）死体捜索、死体処理及び埋葬関係支払証

（５）死体捜索用機械器具及び燃料等受払簿

（６）死体捜索用機械器具修繕費支払簿

第２　県への応援要請

町長は、死体の捜索、処理、火葬及び埋葬について、町のみで対応できない時は、次の事項を示して県に応援を要請する。

（１）捜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員

（２）捜索地域

（３）埋葬施設の使用可否

（４）必要な輸送車両の数

（５）死体処理に必要な機材、資材の品目別数量

第19節　防疫・保健衛生活動

水害等災害における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

第１　防疫活動の実施

１　実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は保健所長の指示、指導により町が実施するが、本町のみで実施できないときは、県又は近隣市町の応援を要請して行う。

２　防疫活動

防疫活動は、次のとおりとする。

（１）感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生の恐れのある場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条の規定及び災害対策基本法第50条の規定により、消毒を実施する。

（２）ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、区域を指定し、消毒を実施する。

（３）物件及び建物に係る措置

法第29条及び法第32条の規定により、感染症の発生を予防し、若しくは、まん延を防止するために必要な措置を講じることができる。

（４）検病調査及び健康診断

避難所、冠水地域等衛生条件が悪い地域に対して、検病調査を実施し、その結果に基づき健康診断を実施する。

（５）臨時予防接種

感染症の発生を予防するため必要がある場合は、県と協力して臨時予防接種を実施する。

（６）感染症対策

ア　被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努める。

イ　感染症患者が発生したときは、直ちに適切な医療を提供するとともに感染防止対策を講じる。

ウ　必要に応じて、次の措置をとる。

（ア）手指の消毒等必要な指導及び消毒液の配布

（イ）広報の実施

３　報告

（１）被害状況の報告

警察、消防等の機関、地区の衛生組織等の協力を得て、被害状況を把握し、その概要を保健所へ報告する。

（２）防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、その概要を保健所へ報告する。

４　記録

防疫のため消毒等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備しておく。

（１）被害状況報告

（２）防疫活動状況報告

（３）防疫経費所要見込調及び関係書類

（４）清潔方法及び消毒方法に関する書類

（５）ねずみ族・昆虫等駆除に関する書類

（６）家用水の供給に関する書類

（７）感染症患者に関する書類

（８）防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実地地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

５　防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、町が保有するものを使用して行うが、町所有分で不足するときは、県及び近隣市町等関係機関に協力を要請し行う。

防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表　資料７－２

第２　保健衛生活動の実施

１　保健衛生活動

避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健衛生活動を実施する。

（１）被災者等に対する健康管理等

ア　医師会等と連携し、避難所等の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

イ　被災者及び地域住民に対し、台所、便所等の衛生管理並びに消毒手洗いの励行等指導する。

ウ　被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

エ　必要に応じて、災害対策従事者の健康診断を実施する。

２　食中毒の防止

（１）食中毒の予防のため、保健所等と連携し、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

（２）被災地、避難所等での飲食物による食中毒を防止するため、保健所に協力し、食品衛生対策を、次のとおり行う。

ア　救護食品の監視指導及び試験検査

イ　飲料水の簡易検査

ウ　冠水した食品関係業者の監視指導
エ　その他食料品に起因する危害発生の防止

第３　災害時における動物の管理

災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、その動物の所有者又は占有者はもちろんのこと、町、住民、県等による協力体制を確立する。

（１）被災動物の把握
（２）飼育されている動物に対するえさの配布
（３）負傷している動物の一時収容、応急処置、保管
（４）飼育困難な動物や放浪動物の一時保護
（５）臨時拘留所の設置
（６）放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
（７）災害死した動物の処理
（８）危険動物の逸走対策
（９）その他動物にかかわる相談等

第４　住民の活動

住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理する。避難所では、良好な衛生状態を保つよう心掛ける。

第20節　ボランティア支援計画

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやＮＰＯの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

第１　実施体制及び活動内容

災害発生時におけるボランティア災害救援活動の総合調整は、企画財政班が町社会福祉協議会と協力して行う。

具体的には、地元ボランティア関係組織の理解を得て、早期に災害救援ボランティアセンターを立ち上げ運営を開始できる体制を整える。

１　ボランティアの受付

災害発生時における災害救助活動を申し出たボランティアの受付窓口を開設する。

２　ボランティアに対する情報提供

被災地の状況、救護活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

３　県ボランティア支援本部への要請

町でボランティア活動の調整ができない場合は、県災害救援ボランティア支援本部に要請し、連携を図りながら救援活動を行う。

４　ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校等活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

第２　専門職ボランティアとの連携体制の整備

（１）専門職ボランティア（個人・組織）との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対策の実施体制を整備していくために、アマチュア無線技士、医師等既存の資格等保有者、災害時の消火、救出、応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアを町地域防災計画に位置付け協力を依頼していく。

（２）地域外専門職ボランティアの受け入れについては、県災害救援ボランティア支援本部と十分な連携を図りながら要請していく。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活　動　内　容	専 門 職 ボ ラ ン テ ィ ア の 種 類
消火救助	消防職団員ＯＢ
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否の確認	民生・児童委員
広　　報	外国語通訳者 点字通訳者 手話通訳者 インターネットノウハウの保有者
医療救護	医療機関 薬局（問屋を含む。） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等 救急救命士
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士 砂防ボランティア 斜面判定士 防災エキスパート 危険物取扱者 消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者 特殊車両等の操縦、運転の資格者
食料、生活必需品の確保	関係業者
要配慮者の生活支援	介護福祉士・社会福祉士 保育士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
死体の処理・搬送・埋葬	関係業者

第21節　広域応援活動

激甚な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第１　知事等に対する応援要請等

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

（１）応援を必要とする理由
（２）応援を必要とする人員、物資、資機材等
（３）応援を必要とする場所
（４）応援を必要とする期間
（５）その他応援に関し必要な事項

第２　他の市町長等、応援協定等に基づく応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ締結している応援協定等に基づき、協定締結先の市町又は民間団体等に対し、応援部隊の派遣、物資の供給、医療救護活動等必要な応援要請を行う。要請方法等については、それぞれの協定書による。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき、締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」による。

第３　応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、町長はこれらの要員のための宿泊施設等について､各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

第４　自衛隊の支援

災害による大規模な災害が発生したとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認めた場合､知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し､効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

１　自衛隊の情報収集・伝達活動（自衛隊）

気象庁等から県内において大規模災害の災害発生との情報を得た場合、陸上自衛隊第14

特科隊長は、車輌による地上偵察を実施するとともに、上級部隊の行う航空機、艦艇等の偵察による当該災害発生地域及びその周辺についての情報を収集する。また、収集した情報は、直ちに県等防災関係機関に伝達する。

２　派遣要請系統

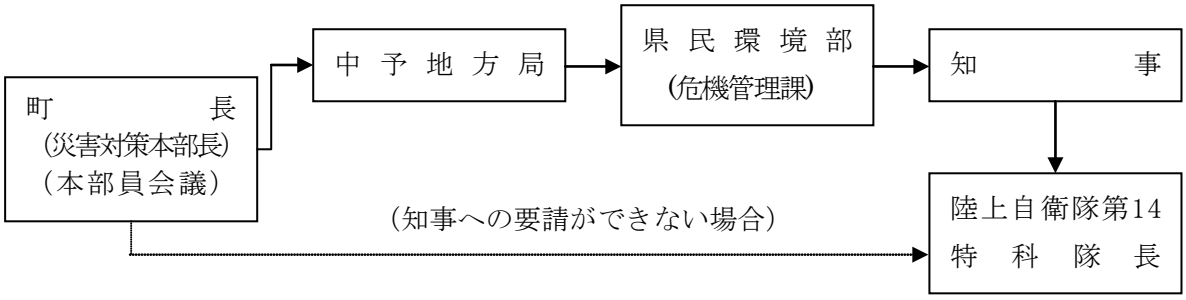

３　派遣手続き

（１）要請措置

ア　自衛隊の災害派遣要請は、文書又は口頭で中予地方局長を通じ知事に対して要請する。

イ　口頭で要請したときは、事後において速やかに中予地方局長を通じ文書による要請措置をする。

ウ　状況により知事への要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第14特科隊長又はその指定する者に通知する。

エ　ウの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

（２）要請事項

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

エ　連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項

オ　ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所

（３）要請書の様式

自衛隊災害派遣要請に関する書類の様式については、資料15－１（自衛隊派遣要請様式）を参照のこと。

４　派遣要請の範囲

（１）被害状況の把握

車両、ヘリコプター等状況に適した手段による偵察

（２）避難の援助

避難者の誘導、輸送等

（３）遭難者の捜索救助

行方不明者、傷病者等の捜索救助

（４）水防活動

堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

（５）消火活動

消防機関に協力しての消火活動

（６）道路、水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路上の崩土等の排除

（７）応急医療、救護及び防疫の支援

被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援

（８）通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援

（９）人員、物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(10) 炊飯及び給水の支援

被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援

(11) 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

(12) 危険物等の保安、除去

能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

５　要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

（１）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（２）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。

（３）災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められること。

（４）その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

６　派遣部隊の受け入れ措置

（１）受け入れ総括責任者は町長とする。

（２）連絡責任者は災害対策本部事務局長とし、現地連絡責任者（地方局長）を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。

（３）災害対策本部事務局長は派遣部隊の到着に備え、概ね次のような準備を実施する。

ア　宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

イ　派遣部隊との連絡調整にあたる現場責任者を定め派遣する。

ウ　派遣の状況により、自衛隊の作業に必要な資機（器）材を確保し到着後直ちに活動できるよう準備する。

エ　ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示等の必要な準備事項を行う。

オ　県及び町は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

カ　作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係者との連絡調整に努める。

（ア）作業箇所及び作業内容

（イ）作業箇所別必要人員及び資機(器)材

（ウ）作業箇所別優先順位

（エ）作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所

（オ）部隊との連絡方法及び連絡場所

（４）警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。

（５）ヘリポートの開設

ア　ヘリポートは、あらかじめ指定したヘリコプター発着場一覧表　資料11－３とする。

イ　被害状況の調査及びヘリポートの指定

災害対策本部事務局長は、アに定めたヘリポート及び周辺の被害状況を調査し、使用するヘリポートを指定する。

ウ　開設の方法

災害対策本部事務局長は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。

（ア）広さ

開設するヘリポートの広さは、別に定める臨時ヘリポートの基準により確保する。

（イ）整地（地ならし）

ヘリポート内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように措置するとともに、必要に応じて周囲の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。

（ウ）発着点の表示

ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用い幅30㌢㍍以上の白線で半径２㍍以上の円を描き、中央にＨと表示する。

（エ）風向きの表示

地上の状態をヘリコプターに確認させるため、吹流しを発着場付近に立てる。吹流しは、布製で発着に支障のないよう発着地点から離れた地点で、かつ、施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。

（６）救護班の編成

陸上自衛隊第14特科隊長は、応急医療、救護及び防疫のため、必要に応じ上級部隊に救護班（チーム）の派遣を要請する。

７　派遣部隊の撤収

町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、速やかに県に対し、その旨を報告する。(要請書の様式は資料15－１を参照のこと。)

８　費用負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

（１）派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

（２）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

（３）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

（４）派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係る物を除く。）の補償

（５）その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町、必要に応じて県が協議して決定する。

第22節　ライフラインの確保対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、人命に関わる医療機関等の重要施設への供給ラインの優先的な復旧を行う。

第１　水道施設

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努め、特に医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

第２　下水道施設

下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

１　管渠

周辺住民に対して、下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

２　終末処理場等

本復旧までの一次的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締め切り、配管ルートの切り回し、仮設沈殿地等の応急復旧を実施する。

第３　電力施設

１　災害対策組織の編成

電気事業者は、災害発生時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

２　電力供給の確保

電力事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

３　他電力会社間の電力融通

災害発生時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

４　災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、当該地域への広報を行う。

５　対策要員等の確保

電気事業者の対策要員は、防災計画の出動体制に基づき確保し、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

６　災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資機材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

７　広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員の確保、復旧資機材の確保、電力の融通等応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

８　危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

９　設備の応急復旧

電気事業者は、各種設備の応急復旧を行う。ただし、電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

第４　ガス施設

ガス事業を行うものは、災害発生に際し、当該供給施設を防御し被災地に対するガスの供給を確保するために、それぞれ当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。

第５　電信電話施設

１　西日本電信電話株式会社

災害時には、次により臨時的措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

（１）通信の非常疎通措置

ア　臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。

ウ　非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ　警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

オ　携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引き継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

（２）通信の途絶措置

ア　衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。

イ　電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。

ウ　幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

（３）被災地の情報伝達支援

ア　災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。

イ　行政やボランティア等から発信される各種情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

（４）設備等の応急復旧

ア　被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。

イ　アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、４日程度で被災設備を完全に把握できるようにしている。

２　株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な次の措置を講じる。

（１）臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

（２）通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

（３）ｉモード災害用伝言板の開設

３　ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な次の措置を講じる。

（１）電気通信施設の整備及び保全

（２）災害時における電気通信の疎通

（３）災害用伝言板サービスの提供

第23節　公共土木施設等の確保対策

公共土木施設における復旧対策のため、災害発生後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、二次的な災害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、（社）愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等について確保に努める。

なお、必要に応じ報道機関や地域住民に対して緊急物資の輸送拠点、緊急輸送路及び公共土木施設の状況等の情報を提供する。

第１　道路施設

管理する道路について、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、復旧活動の支援に資することを勘案して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

道路が被災したときは、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事等所要の応急措置を講じるものとし、道路等が損壊し、迂回路がない場合は、仮道、仮桟橋の設置等早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

第２　河川管理施設

災害発生後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、堤防、護岸の破壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能となることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特にはん濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

第３　砂防等施設

災害発生後、早急に被害状況を把握して県等へ報告するなど、関係機関と連携を密にし、二次被害の防止に努める。

第４　治山等施設

災害発生後、早急に被害状況を把握して県等へ報告するなど、関係機関と連携を密にし、二次被害の防止に努める。

第５　農業用ダム、ため池及び用水路

１　被害状況の把握

施設管理者は、農業用ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。

２　応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶ恐れがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講じる。

第６　災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

１　被害状況の把握

災害発生後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

２　緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講じるものとする。

第24節　危険物施設等の安全確保

大規模な災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

第１　危険物施設

伊予消防等消防本部は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

また、保有する消防力を活用して実施し、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受け、火災の防御を行う。

（１）危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置

（２）危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

（３）危険物施設の応急点検

（４）施設の管理責任者と密接な連絡をとり、災害を防止するための消防活動、死傷者等の救出、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策の実施

危険物施設一覧表　資料13－１

第２　高圧ガス施設

１　施設管理者等の活動

災害により、高圧ガス施設が危険な状態となった場合、施設の管理者等は直ちに次に掲げる応急措置を行うとともに、速やかに県、警察署、消防機関に通報する。

（１） 一切の作業を中止し、必要に応じ、設備内のガスを安全な場所に移動し、又はガスを放出するなど適切な措置をとる。

（２）洪水等の水害に対しては、高圧ガス容器の流出防止のための措置をとる。

流出した容器がある場合は、流出容器による災害が発生しないよう、関係機関との連絡を密にし、回収に努め、定められた場所に保管する。

２　消防機関の活動

（１）住民の安全を確保するため、警戒区域を定め、必要に応じて区域内の住民又は従事者に避難するよう警告する。

（２）洪水等の水害に対しては、高圧ガス容器の流出防止のための措置をとる。

流出した容器がある場合は、流出容器による災害が発生しないよう、関係機関相互の連携を密にし、回収に努める。

第３　毒物・劇物貯蔵施設

１　製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

２　関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。また、飲料水を汚染する恐れがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

第25節　廃棄物等の処理

災害により、排出され、又は処理量の増加した、ごみ、し尿等の収集処理等を迅速確実に行い、被災地域の環境衛生の万全を期する。

第１　ごみ等の収集処理

大規模災害時には、ごみ処理施設の損壊による処理機能の低下又はごみの大量発生により処理施設への短期間大量投入が困難な場合が予想される。

このため、被災地区ごとに数箇所の災害廃棄物仮集積場を定め、ごみの一時的な置場を確保し、収集処理する。

１　住民への広報

（１）平常時の処理体制を基本とするが、必要と認める場合は速やかに臨時の収集体制、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。

（２）特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。

２　収集処理方法

（１）住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに処理施設に運搬、処理する。

（２）集められたごみは、できるだけリサイクルに努める。

（３）特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に収集処理する。

（４）持ち運びが困難な物は、必要に応じ町が直接仮集積場又は処理施設に運搬する。

３　処理施設

収集したごみは、美化センター等の施設で処理する。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表　資料９－１

４　へい死獣の処理

（１）砥部地区については、民間業者に委託して処分する。広田地区については、処理施設で衛生的に焼却処理する。

（２）移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

５　住民等の活動

（１）一時的にごみの排出が増加する場合や腐敗しやすいごみを優先的に処理する必要がある場合は、指定された最寄りの仮集積場へ搬出する。

（２）ごみの排出については、分別を厳守する。

（３）自主防災組織の清掃班を中心として、仮集積場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

６　県等への要請

災害の状況により、町においてごみの収集処理ができない時は、県又は隣接市町に応援を要請する。

第２　し尿処理

大規模災害時には、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設等の損壊による処理機能の低下が予想される。

１　収集方法

（１）し尿の汲み取りは、災害後直ちに許可業者により行う。

（２）避難所及び被災者収容施設等を優先して行う。

（３）被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便槽等内の２～３割程度の汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表　資料９－１

２　住民等の活動

自主防災組織を中心に仮設便所の建設、消毒、管理に努める。

３　県への要請

必要に応じて、県の備蓄するポータブルトイレ等災害時緊急援護物資の供給を要請するとともに、市町間のし尿処理についての調整及び県外のし尿業者等の斡旋について要請する。

第３　がれき・残骸物の処理

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生するがれき・残骸物等を愛媛県がれき・残骸物処理マニュアル及び災害廃棄物処理基本計画に従って迅速・適正に処理する。

１　がれき・残骸物の処理

（１）がれき・残骸物処理対策組織の設置

町内に、がれき・残骸物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

（２）情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

ア　家屋の倒壊に伴う解体件数

イ　廃棄物処理施設等の被災状況

ウ　がれき・残骸物処理能力の不足量の推計

エ　仮置場、仮設処理場の確保状況

（３）発生量の推計

収集した情報を基に、がれき・残骸物の発生量を推計する。

（４）仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

（５）処理施設の確保

中間処理施設、最終処理施設等のがれき・残骸物の処理施設を確保する。

（６）関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

（７）がれき・残骸物の処理の実施

県が示す処理指針に基づき、また、事前に策定した災害廃棄物処理基本計画に則し、被災状況を勘案した上で、がれき・残骸物の処理を実施する。

（８）解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

２　企業の活動

自社のがれき・残骸物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町からがれき・残骸物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

３　住民の活動

（１）がれき・残骸物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法により搬出等を行う。

（２）河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第26節　災害警備活動

大規模災害発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、県、県警察及び関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

第１　警察機関の活動

警察機関は、災害に対して、住民の生命身体及び財産を保護し又は被災地の治安を維持するため、関係機関と協力し、概ね次に掲げる活動を行う。

（１） 被災情報の収集と伝達
（２） 被災者の救出救助活動
（３） 危険区域居住者の避難誘導
（４） 災害による死体の検視（見分）行方不明者の捜索
（５） 緊急交通路の確保
（６） 災害地における治安の確保
（７） 広報活動

第２　住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

第３　県に対する要請

町域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請する。

第27節　災害救助法の適用対策

大規模災害発生による被災者の生活再建等のための災害救助法の適用については、次による。

第１　災害救助法の適用

１　災害救助法の適用手続き

町長は、本町における災害の程度が、適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに、その旨を知事に報告する。（県災害救助法施行細則第１条）

２　災害救助法の適用基準

人口が1.5万人以上で３万人以下の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

（１）家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という）の数が、50世帯以上に達した場合に適用される。（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

（２）被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が1,500世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯の数が25世帯以上に達する場合に適用される。（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

（３）被害が全県域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が7,000世帯以上に達する場合、又は当該被害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、町の被害の状況が救助を要する状態にある場合に適用される。（災害救助法施行令第１条第１項第３号）

（４）多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合に適用される。（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表　資料12－１

３　滅失（り災）世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家	１世帯	＝	全壊（全焼・流失）	住家	１世帯
滅失住家	１世帯	＝	半壊（半焼）	住家	２世帯
滅失住家	１世帯	＝	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家		３世帯

(注)床下浸水、一部損壊は換算しない。

４　被害状況の把握

被害状況の把握は、災害対策の第一歩であり、災害発生後の応急対策の実施に極めて重要な役割を果たすこととなるため、迅速かつ的確な状況把握に努める。

（１）被害状況の調査、把握

被害の状況の調査は、災害対策本部に「調査班」を編成し、関係機関、地域住民の協力を得て実施する。

（２）被害程度の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので適正に行う。

５　被害状況報告

災害が発生した場合、直ちに正確な被害状況を把握して、速やかに県に報告する。

（１）報告を必要とする災害

災害が発生した場合、概ね次に掲げる程度のものについて報告する。

ア　災害救助法の適用基準に該当するもの

イ　災害による被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害である場合

ウ　町の被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害である場合

エ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められる場合

オ　その他特に必要と認められる場合

（２）報告の要領

被害報告は、災害の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、確定報告の３種類に区別される。

これらの報告は、次により実施する。

ア　発生報告

発生報告は、正確度よりむしろ迅速を主とすることが望ましい。

災害の態様、規模によっては、短時間に正確な被害状況を把握することが困難ではあるが、全体の被害状況が判明してからの報告では、県の対応等に支障をきたすので、把握できた範囲内で、次の事項について報告する。

その際、情報の出所、調査時点、正確度等も併せて報告する。

（ア）災害発生の日時及び場所

（イ）災害の原因及び被害の概況

（ウ）被害の状況

（エ）既に取った措置及び取ろうとする措置

（オ）その他必要な事項

イ　中間報告（変更の都度報告）

発生報告にかかる災害について、当該災害にかかる災害救助法の適用事務が完了した後、速やかに被害状況を取りまとめて報告する。その内容は、発生報告の内容のほか、次のとおりとする。

（ア）救助の種類別

（イ）災害救助費概算額調

（ウ）救助費の予算措置の概況

ウ　確定報告

災害救助法による救助が完了した時に行う。その内容は、中間報告と同じとする。

第２　救助の種類

１　災害救助法による救助の種類（災害救助法第23条）

災害救助法による救助の種類は、概ね次のとおりとし、被害の程度・状況に応じて必要な救助を実施する。

（１）避難所の設置
（２）応急仮設住宅の供与
（３）炊き出しその他による食品の供与
（４）飲料水の供給
（５）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（６）医療
（７）助産
（８）災害にかかった者の救出
（９）災害にかかった住宅の応急修理
(10) 学用品の給与
(11) 埋葬
(12) 死体の捜索
(13) 障害物の除去

２　町長が県からの通知により行う救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたる。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場合又は委任を受けた場合は、町長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

（１）収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
（２）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（４）災害にかかった者の救出
（５）災害にかかった住宅の応急修理
（６）学用品の給与
（７）埋　葬
（８）死体の捜索
（９）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第28節　応急教育活動

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

第１　応急教育

１　実施体制

（１）町立学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町教育委員会が行う。

（２）各学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

２　応急措置

（１）実施責任者は、施設の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設を借り上げるか、又は応急仮設校舎を建設する等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、被害の状況により、必要があるときは市町又は地域の住民の協力を求め、応急仮設校舎の建設にあたっては、関係機関の協力を要請して短期間に完成する。

（２）学校長は、災害の状況に応じて次のような措置を講じる。

ア　状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えること。

イ　災害の規模、児童生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

（３）休校措置

ア　授業開始後に災害が発生した場合、各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。

下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。

イ　児童、生徒の登校前に休校の措置をした場合は、電話、防災行政無線及び広報車等により、保護者又は児童、生徒に連絡する。

（４）学校施設の確保

授業再開のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法による。

ア　被災学校が１校の一部のみで被災箇所が普通教室の場合は、転用可能な特別教室等を使用し、なお不足する場合は２部授業等の方法による。

イ　被災学校が１校で全部又は大部分が使用不可能な場合は、公民館等

公共施設の利用及び隣接校の余剰教室を借用する。

ウ　特定の地区が全体的に被害を受け、２校以上が被災した場合は、被災を免れた公共的施設を利用又は避難先の最寄りの学校を利用する。利用する施設がないときは、応急仮設校舎を建設するなどの対策を講じる。

エ　応急教育の予定場所は、各学校ごとにあらかじめ調査し、決めておく。

（５）被災による不足教員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、不足数の状況により、一時的に教職員組織の編成替え等を行う。

（６）学校が地域の避難所となった場合等の留意事項

ア　施設・設備の安全を確認し、避難所を使用するにあたっての管理責任者に対し、その運用について必要な指示をする。

イ　学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。

ウ　避難生活が長期化する場合は、町と応急教育活動と避難活動との調整を行う。

エ　災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

３　教科書及び学用品の調達と支給

（１）調達方法

ア　教科書は、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡しその供給を求める。また、町内の他の学校並びに他市町に対して使用済み古本の供与を依頼する。なお、不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

イ　学用品は、県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示により基準内で調達する。

（２）支給対象者

住宅が全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受け、教科書、学用品を滅失又は損傷した児童生徒に支給する。

（3）支給の方法

教育委員会事務局班は、学校長と緊密な連携を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、必要とする学用品を各学校長を通じて対象者に支給する。

（4）支給品

教科書及び学用品、通学用品

（5）教科書及び学用品等の供与の費用及び期間

本章第27節「災害救助法の適用対策」に準じる。

（６）記録等

学用品等の供与をしたときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておく。

ア　学用品の購入分配計画

イ　学用品交付簿

ウ　学用品受払簿

エ　学用品購入関係支払証拠書類

オ　応急給食関係書類

（７）災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

４　学校給食対策

（１）学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食を中止する。

（２）被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策をたて、速やかに実施する。

５　被災職員、児童及び生徒の健康管理

疾病の早期発見とその早期処理に努め、被災職員、児童及び生徒に対する健康指導を強化する。

第２　文化財の保護

文化財の保護については、次のとおりとする。

１　文化財に関する災害予防・応急対策

文化財に関する災害予防・応急対策については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体及び教育委員会が定める。

また、教育委員会は、文化財の日常の維持管理、適切な時期における保存修理、周辺の環境整備等について指導する。

２　文化財の被災状況報告

文化財が被災した場合、管理責任者又は管理団体及び教育委員会は、被災の調査を実施するとともに消防機関に通報する。

また、速やかに県教育委員会に被災状況を報告協議し、復旧対策を講じる。

第29節　労務供給計画

大規模災害が発生し、町、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

第１　労務の確保

１　実施体制

町は、災害の状況を把握し、奉仕団の動員又は労務提供者の雇用を必要とする場合は、奉仕団の責任者及び公共職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。

２　民間団体等の協力要請等

（１）要請基準

日赤奉仕団及び民間団体等に対する奉仕活動の要請基準は、次のとおりとする。

ア　避難所を開設するまでには至らないが、被災者が多数にのぼり、奉仕活動を必要とする場合

イ　被災地における救助活動、応急復旧作業等に従事する者に対して、炊き出し等により食料の供給を必要とする場合

ウ　その他奉仕活動を必要と認める場合

（２）要請方法

奉仕活動の要請は、災害対策本部長が行う。

ア　要請措置

要請は、文書又は口頭をもって行う。口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要請措置をとる。

イ　要請事項

（ア）要請理由

（イ）奉仕活動内容及び場所

（ウ）要請人員

（エ）奉仕活動期間

（オ）奉仕活動に必要な資機材の調達方法

（カ）その他必要な事項

（３）要請順序

応急対策等に労務を必要とするときは、まず最初に日赤奉仕団、民間ボランティアに動員要請を行い、被害が広範囲にわたる場合は、公共職業安定所に労務提供の雇上げの要請を行う。

（４）応援要請

町内の雇上げで不足が生ずる場合は、県及び近隣市町に対して、応援を必要とする理由、作業内容、従事場所、人員、従事期間、集合場所等を明確にして応援を要請する。

町内奉仕団体一覧表　資料16－１

３　労務提供者の雇上げ

（１）要請方法

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、公共職業安定所長に要請する。

（２）記録

労務提供者を雇用し及び奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整理しておく。

ア　出役表

イ　賃金台帳

ウ　奉仕団の名称及び人員、氏名

エ　奉仕した作業内容及び期間

オ　その他参考事項

第２　災害救助法が適用された場合の措置基準

１　支出できる作業員経費

（１）被災者の避難

（２）医療助産における移送費

（３）被災者の救出

（４）飲料水の供給

（５）救援用物資の整理、輸送及び配分

（６）死体の捜索

（７）死体の処理（埋葬を除く。）

２　応急のための雇用期間及び経費の額

作業員経費は、町における通常の実費とし、期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第30節　消防防災ヘリコプターの支援

各種災害又は事故等に際し、必要に応じて愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターの運航を要請し、有効かつ迅速に支援活動を行うことによって、その被害を最小限に防止する。

第１　緊急運航要請手続き

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、町域に災害が発生し又は発生しようとしている時及び町長が必要と認めた時、町長又は伊予消防等事務組合の消防長若しくは関係行政機関の長が、県消防防災安全課長に対して行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

連絡先

緊急連絡用電話　０８９－９６５－１１１９
一般事務用電話　０８９－９７２－２１３３
ファクシミリ　　０８９－９７２－３６５５

第２　支援活動の種類

（１）災害応急対策活動
（２）救急活動
（３）救助活動
（４）火災防御活動
（５）広域航空消防防災応援活動

第３　緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に緊急運航する。

（１）公共性
（２）緊急性
（３）非代替性

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定　資料14－１

第２編　風水害等対策編

第３章　風水害等災害

復旧・復興対策

風水害等災害による被害からの早期復旧・復興を図るため、被害状況・内容等に応じた国・県及び町の応急復旧措置、救済措置及び支援措置等に関する対策を示す。

第１節　災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

第１　被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策に配慮する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

（１）農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。

（２）道路、河川、下水道施設、都市公園については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。

（３）砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。

（４）都市施設等（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。

（５）公営住宅等については、公営住宅法により実施する。

（６）水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。

（７）公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。

第２　災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

（１）　災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
（２）　災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第３　義援金、義援物資の受入れ及び配布

災害が発生した場合に、各方面から預託される義援金及び義援物資（以下「義援金品」という。）の受け付け及びこれらの配布等については、次のとおりとする。

１　義援金品の受付

義援金品のための問い合わせ窓口を設置し、被災地のニーズに合わせた物資等のリスト及び送り先をマスコミに公表するものとする。

（１）義援金の受け付け

企画財政班が受け付けて、預託者に領収書を発行するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れるものとする。

（２）義援物資の受け付け

企画財政班が受け付けて、預託者に受領書を交付するとともに、これを保管する。

２　義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集にあたっては、マスコミ等に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体・関係機関を通じ、広く県内外に協力を呼びかける。

また、義援物資の受け入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することに理解を求め、被災地のニーズに合致し、かつ、まとまった単位で送付されるもの等に限り受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

３　義援金品の配布

義援金品の配布については、義援金品配布委員会を設置し、被災者に対し、公平かつ迅速な配布を行うものとする。

第４　激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律 150 号）（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

１　町の活動

（１）　町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
（２）　町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部

局に提出しなければならない。

第５　災害査定の促進

災害が発生した場合には、町並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

第２節　復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第１　復興計画の作成

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を作成するものとする。

被災市街地については、被災市街地復興計画特別措置法等に基づき、次により健全な復興を図る。

（１）被災地の復興については、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、共同して計画的に行うものとする。

（２）大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会的活動に障害が生じた場合においては、県及び関係する市町等と連携をとり、これら災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るための土地区画整理事業・市街地再開発事業の施行、道路・公園等公共施設の整備及び公営住宅等の供給に関する事業等について、復興計画を策定するものとする。

（３）事業を進めるにあたり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対して行うものとする。

第２　大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

（１）　県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。

（２）　町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

（３）　県は、町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって必要な都市計画の決定等を行う。

（４）　県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関若しくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。

（５）　町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

第３　防災まちづくりを目指した復興

（１）　町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（２）　町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

（３）　町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

（４）　町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

（５）　町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

（６）　町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

（７）　町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。

（８）　町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

（９）　町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第４　復興財源の確保

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

１　予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

（１）財政需要見込額の算定

被災状況調査をもとに、次の財政需要見込額を算定する。

ア　復旧・復興事業

イ　その他

（２）災害発生年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

（３）予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

２　復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されるが、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、財源確保に関し適切な措置を講じる。

（１）地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア　災害復旧事業債

イ　歳入欠かん等債

ウ　その他

第３節　被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、住民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援する。

第１　要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

（１）　被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

ア　要配慮者の被災状況及び生活実態

イ　社会福祉施設の被災状況

（２）　一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

（３）　健康管理の実施・巡回健康相談

県（保健所）と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

（４）　成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

第２　義援物資、義援金の受入れ及び配分

１　義援物資の募集

町は、企業等からの義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に限り義援物資として受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

２　義援金の募集

町への義援金を受け付けるために、役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

３　義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

第３　災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

（１）　支給対象者の把握
　　災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。
（２）　支給方法の決定及び支給
　　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成１７年条例第９２号)に基づき支給する。

第４　被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

１　経済的支援活動

（１）被災状況の把握
　災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。
　ア　死亡者数
　イ　負傷者数
　ウ　全壊・半壊住宅数等
（２）り災証明の発行
　ア　り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。
　イ　り災証明発行窓口を設置し、再調査の希望に対応する。
（３）　被災者台帳の作成
　被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
（４）災害援護資金の貸付
　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
（５）被災者生活再建支援金の申請受付等
　被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援基金により委託された事務を迅速に実施する。
（６）資金の貸与等
　被災者のうち要件に該当する者に対して、県や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。
　ア　生活福祉資金
　イ　生活安定資金
　ウ　母子福祉資金
　エ　寡婦福祉資金
　オ　災害援護資金
（７）租税の減免等
　地方税法及び条例に基づき、町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切

な措置を行う。

第５　恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

１　住宅供給対策

（１）住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

（２）県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

（３）町営住宅等の供給

必要に応じ、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の町営住宅を供給する。

（４）住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

第６　生活再建支援策等の広報

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の広報・ＰＲを実施する。

（１）義援金の募集等
（２）各種相談窓口の案内
（３）災害弔慰金の支給等に関する情報
（４）公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策に関する情報
（５）被災者生活支援金に関する情報
（６）ボランティアに関する情報
（７）雇用に関する情報
（８）融資・助成情報
（９）その他生活情報等

第７　中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

１　振興対策

（１）中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

（２）事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

（３）中小企業融資制度の確保

振興対策として災害の早期復旧に必要な資金の融通として、概ね次のものがあり、これらの制度の利用を指導する。

ア　政府系金融機関等融資制度

（ア） 中小企業金融公庫資金

（イ） 国民生活金融公庫資金

（ウ） 商工組合中央金庫資金

イ　県の中小企業融資制度

（ア） 中小企業振興資金

第８　雇用対策

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職支援策を実施する。

１　職業の斡旋、職業訓練

町は、雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に通知する。県は、被災者が災害のため収入の途を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、現地職業相談所を設置し、適職への早期就職の斡旋に努める。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介（職業安定法第17条の２）により広く職業の機会を求める等の方法により、職業斡旋を行うとともに、職業訓練校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得させるよう努める。

第９　生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

第１０　農林業者を対象とした支援

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

１　経営安定対策

（１）農林業者の被災状況の把握

農林業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

（２）支援制度・施策の周知

農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

（３）融資制度の確保

経営安定対策としての災害時における融資等は、災害の規模、災害の程度等によって異なるが、その制度は概ね次のものがあり、これらの制度の利用を指導する。

ア　天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による融資

イ　農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）による融資

ウ　農業災害資金による融資

エ　自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）による融資

第１１　地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

（１）　イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。

（２）　誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。